

大宮区役所新庁舎整備事業

実施方針及び要求水準書（案）に関する 質問に対する回答

平成27年10月1日（第1回目）

さいたま市

実施方針に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	実施方針	P1	第1-1-(4)-ア	設計業務に事後調査業務とありますが、業務内容をご教示ください。(要求水準書(案))に対応する業務がございません。)	工事完了後の近隣家屋調査、工事に起因する破損等が認められた場合の市への報告及び現状復旧です。
2	実施方針	P2	第1-1-(4)-オ	「選定事業者を・・・指定管理者として指定する」とありますが、この場合選定事業者とはSPCのことでしょうか、それとも新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営を担当する企業のことでしょうか。	SPCを指定管理者として指定します。
3	実施方針	P2	第1-1-(4)-オ	施設の一部のみが指定管理者となりますが、事業契約書は指定管理となる運営業務も含んだ契約書となりますか。	ご理解のとおりです。
4	実施方針	P2	第1-1-(4)-オ	指定管理者として指定されるのはSPCであると想定しますが、その場合、(仮称)ふれあいスペースの運営企業がイベント収入をSPCでなく直接自己の収入にすることは認められるとの理解でよろしいでしょうか。SPCの口座で管理するとSPCの事務処理が増えるため、運営企業が専用口座を設けて管理している例がありますので確認させて下さい。	SPCの収入とし、SPCの口座にて管理をお願いします。
5	実施方針	P2-3	実施方針 P2-3 (6)事業者の収入 ア 「交付金対象相当額は工事期間中の各年度に、起債相当額は本市への所有権移転後に一括にて支払う」とありますが、各年度の補助金相当額はどのような資料に基づき算定されるのでしょうか。 また、所有権移転後に一括でSPCへ支払われる金額または金額の計算方法をご教示ください。		入札公告時に明らかにします。
6	実施方針	P3	第1-1-(6)-ア	事業者への支払いに供する(予定されている)国庫交付金(補助金)の種類によっては、整備される施設の仕様・条件が定められる場合があると伺っております(たとえば階段の寸法、廊下の手すり設置等)。国庫交付金の種別により定められる施設整備条件がありましたらお示しください。	質問番号No.7の回答のとおりです。
7	実施方針	P3	第1-1-(6)-ア	「交付金対象相当額は工事期間中の各年度末に」とありますが、どのような交付金を利用される予定かご教示ください。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の地域生活基盤施設、高次都市施設の活用を予定しています。
8	実施方針	P3	第1-1-(6)-ア	交付金対象額及び起債相当額は、入札公告時にそれぞれ確定額が公表されますでしょうか。より正確な事業計画を作成するために必要な情報ですのでよろしくお願い申し上げます。	入札公告時に明らかにします。
9	実施方針	P3	第1-1-(6)-ア	割賦元本の支払方法(支払月など)について、現在想定されているものがございましたらご教示下さい。事業計画案検討のためよろしく願いいたします。	平成31年7月を初回に、毎年度4半期ごと(4月、7月、10月、1月)の支払いを予定しています。 詳細は入札公告時に明らかにします。
10	実施方針	P3	第1-1-(6)-イ	維持管理業務及び運営業務に係る対価について、「本市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定めるとおり支払う」とありますが、運営業務にある「供用開始前図書購入業務」「新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な什器備品調達業務」については、市への所有権移転前から業務が発生いたします。これらの業務の対価については、市への所有権移転前の期間であっても業務が発生した時点でお支払いいただけるよう、変更をお願いできますでしょうか。	入札公告時に明らかにします。
11	実施方針	P3	第1-1-(6)-イ	維持管理業務及び運営業務の対価について、現在想定されている支払方法(支払月など)がありましたらご教示下さい。事業計画案検討のためよろしく願いいたします。	平成31年7月を初回に、毎年度4半期ごと(4月、7月、10月、1月)の支払いを予定しています。 詳細は入札公告時に明らかにします。
12	実施方針	P3	第1-1-(8)	維持管理業務が平成31年5月以降となっていますが、所有権を移転する3月から5月までの間は事業者にて維持管理業務を行う必要はないでしょうか。 なお要求水準書(案)(総則)P.7の「8.事業期間」には、維持管理業務開始日が4月1日となっています。	平成31年4月1日から同年の供用開始前日までは、維持管理業務及び運営業務の準備期間と整理しています。 大宮図書館引越し業務、供用開始前図書購入業務、新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な什器備品調達・設置業務については、施設の引き渡し日を待たずとも必要に応じてそれ以前に開始することができます。

実施方針に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
13	実施方針	P5	第1-1-(10)	「経年による劣化は許容する」とありますが、多数が利用する部位(床材など)については摩耗や汚れは避けられず、更新の必要性の有無はご担当者様の主観的な判断になる可能性があります。より正確な修繕計画を作成するために客観的な判断基準をお示し頂きたくよろしくお願いたします。	”要求水準に示す性能・機能が保たれた状態”をもって、事業終了時の状態とします。
14	実施方針	P10	4 実施方針 P10 4 応募者等の備えるべき参加資格要件 (1) 応募者の構成等 新大宮図書館運営もしくはカフェもしくはコンビニもしくは自動販売機運営業務を担うものが他の応募者の構成員及び協力企業となれる理由をお示ください。		図書館運営業務遂行のノウハウを有する事業者数、及び本市の各種証明取得サービスの取り扱いができる事業者数が限定されることを想定し、コンソーシアム組成の制約とならないよう配慮したものです。
15	実施方針	P10	実施方針 P10 4 応募者等の備えるべき参加資格要件 (1) 応募者の構成等 新大宮図書館運営もしくはカフェもしくはコンビニもしくは自動販売機運営業務を担う企業が他のグループの構成員又は協力企業になった場合、グループ間の独立性はどのように担保されるとお考えでしょうかご教示ください。		グループ間の独立性については、事業者の責任において担保いただくことを想定しています。
16	実施方針	P10	第2-4-(1)	建設業務を行う者のうち、統括する1社のみが構成員として出資義務を負い、建設業務を行う者であっても統括する1社以外の者は構成員とならない限り出資義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	P11	第2-4-(3)	要求水準書(案)(設計・建設)P11-第1-3-(1)-オ 既存家具・什器備品調査に関する業務を協力企業として行うと考えてますが、参加資格要件は「さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加資格」があればよいでしょうか。	設計業務のうち、事前調査業務のみにあたるものについては、さいたま市競争入札参加者資格名簿(設計・調査・測量)にいずれかの業務で掲載されているものを認めることを想定しています。 詳細は、入札公告時に明らかにします。
18	実施方針	P13	第2-4-(3)-エ 維持管理業務にあたるもの	維持管理業務、運営業務のそれぞれに対し、必要要件が記載されているが ⇒① 統括責任企業に対し、必要要件はあるのか?(例えば、維持管理業務にあたるものが、統括責任企業となる場合、運営業務に必要な、業務「その他」の資格も必要となるのか?)	担当業務に対する、必要要件を満たしてれば可とします。
19	実施方針	P13	第2-4-(3)	「エ 維持管理業務にあたるもの a.維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」とありますが具体的にお示し頂けないでしょうか。万が一、必要な資格(許可、登録、認定等)に誤解があった際に参加資格の不備により、失格とならないようご教示ください。	具体的な資格を例示することはいたしません。 担当する業務が支障なく遂行できるための、資格等を有することを求めます。
20	実施方針	P13	第2-4-(3)-エ	維持管理業務のうち、修繕・更新業務のみを担当する企業は、a,bの要件を満たした上で、事業者が設立するSPCと修繕・更新業務の委託契約を締結することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	P13	第2-4-(3)-エ-a	維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格について、具体的な資格名をご教示お願い致します。	質問番号No.19の回答のとおりです。
22	実施方針	P14	第2-4-(3)-エ-a	「カフェ・コンビニ及び自動販売機運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」について、具体的な資格名をご教示お願い致します。	質問番号No.19の回答のとおりです。
23	実施方針	P14	第2-4-(3)-オ-a	ふれあいスペース及び新大宮図書館運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格について、具体的な資格名をご教示お願い致します。	新大宮図書館運営業務については、司書及び学芸員の資格を必要とします。詳細は要求水準書(案)(維持管理・運営)別紙14をご参照ください。 (仮称)ふれあいスペース運営業務については、特段の資格者の配置は求めません。
24	実施方針	P14	第2/4(3)/オならびにカ	各々「さいたま市の参加資格審査 業務その他」とありますが、業務 その他のうちのどの項目で参加資格を有しているれば本事業への参加資格を有していると認められるのでしょうか。	平成27・28年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に業務「その他」のうち、いずれかの受注希望業務で掲載されている者については、参加資格を有しているものとみなします。

実施方針に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
25	実施方針	P14	第2-4-(3)	オ. 運営業務にあたるもの(カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務を除く)の参加資格要件について、「a. 運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」とありますが、本業務にて想定されている資格(許可、登録、認定等)とはどのようなものを想定されておりますでしょうか。	質問番号No.19の回答のとおりです。
26	実施方針	P14	第2-4-(3)	カ. カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務にあたるもの参加資格要件について、「a. カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」とありますが、一般的なコンビニ・カフェの運営業務の実施にあたり、企業として保有する許可・登録・認定等は無いと認識しております(出店前の届出を除く)。事前に提示すべき上記の許可等がある場合はお示しください。	質問番号No.19の回答のとおりです。
27	実施方針	P14	第2-4-(3)	カ. カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務にあたるもの参加資格要件について、「a. カフェ、コンビニ及び自動販売機運営業務の遂行において、担当する業務に必要な資格(許可、登録、認定等)及び資格者を有すること」とありますが、通常のPFI事業同様、当該資格要件は業務を実施するもの(構成企業又は協力企業からの委託先を含む)が保有していれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	P14	第2-4-(4)	「特定調達契約参加審査」の「その他」の申請をするにあたり、要求水準上の「運営業務(カフェ・コンビニ・自販機・庁舎総合案内業務等)」を登録したい場合、どのような項目で申請すればよろしいでしょうか。	業務「その他」のうち、受注希望業務「その他」で申請してください。
29	実施方針	P14	第2-4-(4)	「特定調達契約参加審査」の申請について、「本入札の公告日から、本事業の参加資格申請の締切日の10日前までに特定調達契約参加審査を受けること」とありますが、いつまでに申請書を提出すれば、「本事業の参加資格申請の締切日の10日前までに特定調達契約参加審査を受けること」ができますでしょうか。	入札公告時に明らかにします。
30	実施方針	P16		実施方針 P16 (4) 落札者を選定しない場合 1者入札の場合は落札業者を選定するのでしょうかご教示ください。	1者入札の場合でも、落札事業者を選定いたします。
31	実施方針	P16	第2-5-(2)	予定価格は、公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	実施方針	P19	第3-4-(5)	モニタリング減額の考え方については、貴市による減額は要求水準を下回る事象が発生したこと自体に対して行われるものではなく、業務パフォーマンスの低下が発生した場合に速やかに是正されず、放置された状態が継続する、すなわちPDCAサイクルが機能していないことに対して減額が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に明らかにします。
34	実施方針	P20	第4-3-(1)-オ	防災の拠点となる施設として一時避難施設の機能を有するとされていますが、想定される受入人数、必要面積をご提示願います。	(仮称)ふれあいスペースの一部分(フリースペース、展示スペース、ワークショップスペース、スタディールーム)を一時滞在施設として帰宅困難者等の収容を想定しています。収容人数一人あたり2㎡程度の面積を想定しており、収容人数は350人程度と見込んでいます。一時滞在施設については、特にハードスペックや什器備品等の要件はありませんが、男女を分けるパーテーションの設置などの配慮が実際の運営では必要になります。なお、一時滞在施設の管理運営は、市ではなく指定管理者となります。
35	実施方針	P22	第4-3-(2)-イ	(仮称)生涯学習・交流スペースとは、(仮称)ふれあいスペースのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	実施方針	P23	第4-3-(3)	施設全体の上限延床面積が22,950㎡とされていますが、どのような計算によるものでしょうか。基準面積17,700㎡に認められる3%の増加分と駐車場の上限面積5,000㎡を加えると23,231㎡になりますが、違いを把握いたしてお願いたします。	質問番号No.37の回答のとおりです。

実施方針に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
37	実施方針	P23	第4-3-(3)施設規模の設定	庁舎の施設規模が17,700㎡の+3%となった場合18,231㎡であり、駐車場の上限5,000㎡を加えると23,231㎡となり、合計の上限値22,950㎡を超えることとなりますが、庁舎延べ面積が増えた場合は、駐車場面積を減じて22,950㎡が絶対的な上限値という理解でよろしいでしょうか？(22,950㎡が容対面積の上限値という理解でよろしいでしょうか？)	ご理解のとおりです。
38	実施方針、要求水準書(案)(設計・建設)	P23、P9	第4-3-(3)施設規模の設定、第1-4-イ面積	駐車場面積について括弧書きで「(5,000㎡を上限とする)」とありますが、これは「基準面積17,700㎡±3%の範囲内」及び「合計面積の上限22,950㎡」の満足に関わらず、「駐車場面積に係る絶対的な条件として5,000㎡を上限とする」という理解で宜しいでしょうか？	質問番号No.37の回答のとおりです。
39	実施方針	P24	第6-3	「一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本市又は選定事業者は、事業契約を解除することができる。」とありますが、貴市が事業契約を解除することにより事業者に損害を及ぼした場合、不可抗力は発注者責任であることから、その損害を賠償していただけるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に係るリスク分担どおり、一定の金額・割合等までは事業者には負担をお願いすることになります。詳細は入札公告時に明らかにします。
40	実施方針	P26	添付資料1-* ii	「原則、市の負担とするが一定の金額・割合等までは事業者が負担する。」とありますが、建設段階における一定の金額・割合等は公共工事標準請負契約約款を準拠し、請負代金額の百分の一と考慮してよろしいでしょうか。また維持管理運営段階における一定の金額・割合等はどのように想定されていますでしょうか？	入札公告時に明らかにします。
41	実施方針 添付資料1	P26	共通-契約締結	「上記以外の事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合」が定義されておりますが、議会の不承認、遅延が別のリスクとして分けられております。これ以外で、契約が結べない又は時間がかかる事由として、貴市、事業者のどちらの責めにも帰さない場合とは、どのような場合を想定されているのでしょうか。	具体的な事象は想定していませんが、市及び事業者の双方に責め認められない場合が該当します。
42	実施方針 添付資料1	P26	共通-議会	議会リスクの中の「事業者の事由による議会の不承認、遅延」とは具体的にどのような場合を想定しているのか、御教示願います。	当該事業者の構成員又は協力企業のいずれかが資格要件を欠く事態までには至らないものの、なんらかの不祥事等が指摘され議会の承認が得られない、あるいは議決が遅延している事態を想定しています。
43	実施方針 添付資料1	P26	共通/契約締結	貴市の責めに帰すべき事由に起因する契約未締結・遅延のリスクには、事業者の逸失利益も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に明らかにします。
44	実施方針 添付資料1	P26	共通/社会/住民問題	市が行う作業に起因するでもなく、事業者が行う作業に起因するでもなく、判別困難な事項、および本事業そのものに対する住民の苦情或いは、近隣住民でない市民による反対運動・訴訟に対するリスクはどのように考えたらよろしいでしょうか？	本事業そのものに対する住民の苦情、近隣住民でない市民による反対運動・訴訟に対するリスクは市の負担となります。なお、本事業の業務範囲における運営の責任は事業者にあるため、リスクの内容を入札公告時に以下のとおり修正します。 ・市が行う測量・調査及び施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの ・事業者が行う調査、工事、維持管理・ 運営 に係る住民反対運動、訴訟、苦情、要望等に関するもの
45	実施方針	P26～27	添付資料1-* ii、iii	「一定の金額・割合等までは事業者が負担する」とありますが、一定の金額・割合を具体的な数値でお示ください。	入札公告時に明らかにします。
46	実施方針	P27	実施方針 P27 共通/物価変動	設計・建設段階での物価変動については「基準を定め、基準を超えた部分につき市が負担する」となっていますが、どのような基準を使用し物価変動を算定するかご教示ください。	入札公告時に明らかにします。
47	実施方針	P27	添付資料1-* iii	「事業期間中、基準金利の見直しを実施する。ただし、一定の金額・割合等までは事業者が負担する。」とありますが、現時点で想定する見直し方法、事業者の負担金額・割合をご教示頂けませんでしょうか。	入札公告時に明らかにします。

実施方針に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
48	実施方針	P27	添付資料1- iv	「基準値を定め、基準値を超えた部分につき市が負担する。」とありますが、建設費の物価変動については、公共工事標準請負契約約款に準拠すると考えてよろしいでしょうか。 なお建設費の物価変動の判断指標については、より実勢を反映していると言われている経営工業経営研究会の「経研標準建築費指数季報」を採用頂きますようお願いいたします。 また維持管理・運営費については、全ての業務に単一の指標を用いるのではなく、業務毎に適切な指標を用いて頂きますようお願いいたします。	入札公告時に明らかにします。
49	実施方針添付資料1	P27	共通／物価変動	基準値及びその算定根拠をご教示ください。 オリンピック等を含めた社会情勢の変化による物価変動が予測されますので、経済事情の激変によって事業費が明らかに適当でない場合、請負代金等の変更協議に関する具体的な協議方法(物価変動協議のための指標、協議の仕方等)をご教示願います。	基準値等については入札公告時に明らかにします。
50	実施方針添付資料1	P27	計画段階／測量・調査	埋蔵物・埋蔵文化財等の調査、地質調査、周辺環境に及ぼす影響調査等その他の調査を実施する予定がございますらご教示ください。	平成27年12月末(予定)に地質調査等の結果を公表します。 その他は予定はありません。
51	実施方針添付資料1	P27	共通／金利変動／* iii	「事業期間中、基準金利の見直しを実施する。ただし、一定の金額・割合等までは事業者が負担する。」とありますが、その金額・割合等をご教示ください。	入札公告時に明らかにします。
52	実施方針添付資料1	P27	建設段階／用地	用地の瑕疵については、『計画地の土壌汚染、埋蔵物などに関するもの』のリスク分担はさいたま市が負う事になっております。要求水準書別紙7既存施設図にて読み取れない構造物(たとえば、埼玉県大宮合同庁舎建築(外構)工事No.3図に記載の埼玉県保健所施設(別途解体工事)の基礎、杭が敷地内に残地されていた場合など)が存在した場合、さいたま市のリスクとして撤去する場合の費用を負担していただけたらと考えますよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針添付資料1	P27	共通／物価変動	欄外 iv 『維持管理運営期間中の物価変動』について、「基準値を定め、基準値を超えた部分につき市が負担する」とありますが、基準値の設定等、現時点で示すことができる物価変動のメカニズムを具体的に教示ください。	入札公告時に明らかにします。
54	実施方針添付資料1	P27	共通／金利変動	欄外 iii 『維持管理・運営期間中の金利変動』について『事業期間中、基準金利の見直しを実施する。ただし、一定の金額・割合等までは事業者が負担する』とありますが、基準金利見直しの時期や、事業者が負担する一定の金額・割合を具体的にお示しください。	入札公告時に明らかにします。
55	実施方針添付資料1	P27	計画段階／計画・設計・仕様変更	「市の責めに帰すべき事由による変更・遅延」には【①定例等の打合せ時に貴市から提示された要望への対応に起因する場合】【②貴市から提示された要求水準書等の不備に起因する場合】【③設計の承認の遅れに起因する場合】も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	大宮区役所新庁舎整備事業実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担	P27	共通物価変動	維持管理・運営期間中の物価変動については、「基準値を超えた部分について市が負担する」という認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に明らかにします。
57	実施方針	P28	添付資料1- v	「保険の補償の範囲で事業者が負担する。」とありますが、第三者(利用者)の過失を補償する保険をSPCが付保することが条件になると理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に明らかにします。
58	実施方針添付資料	P28	維持管理・運営段階	駐車場・駐輪場の管理業務などで発見される放置物・放置車両・放置自転車・不審物等の処置に係る費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	実施方針添付資料1	P28	運営段階／維持管理／施設瑕疵	瑕疵担保期間をご教示ください。	瑕疵担保期間は2年間とします。但し、事業者による故意、重過失がある瑕疵の場合は10年間とします。
60	実施方針添付資料1	P28	運営段階／維持管理／施設損傷	・貴市、事業者のいずれの責めにも帰するものではない場合は、市が負担していただけたらという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
61	実施方針添付資料1	P28	維持管理・運営段階／運営／個人情報保護	不可抗力に起因する場合には「上記以外の事由」に該当するものとして貴市の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に起因する場合には不可抗力の負担に従います。
62	実施方針添付資料1	P28	移管／移管手続き	業務移管の移管先は市との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	実施方針添付資料1	P28	維持管理・運営段階／運営／需要変動	想定されるリスクと責任分担の表において、カフェ、コンビニ及び自動販売機に関する需要変動は事業者となっております。たとえば、運営開始後図書館の取り止め等、需要の根幹となる入札条件(要求水準)の変更が生じた場合は違約金等のペナルティーを科すことなく、運営事業の取り止めが可能との理解で宜しいでしょうか。 また、この場合、事業者の初期投資のうち、未償却部分については市に負担をいただけるとの理解で宜しいでしょうか。(店舗の内装等にかかる初期投資は事業期間を通じて償却を行うため、短期間で事業が取り止めになった場合は、運営事業者に多大な損失が生じます。)	ペナルティーの対象とはなりません。但し、未償却部分については事業者負担となります。
64	実施方針添付資料1	P28	維持管理・運営段階／維持管理／技術革新	ICT関連の技術革新は著しく、短期間でソフトウェアが陳腐化してしまいます。特に設備機器やシステムにOS(Operating System)が含まれている場合、OSのバージョンアップに伴いシステム全体の更新が必要となる場合も想定されます。このようなOSの陳腐化に伴う修繕更新は事業開始段階では予測不可能であるため、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、本市は陳腐化により、設備等が正常に作動できない場合に限り、更新を認めるものとします。

※公表No.33は事業者からの質問取下げにつき欠番とします。

要求水準書(案)(総則)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
65	要求水準書(案)(総則)	P7	第1-8	運営業務開始が平成31年4月1日となっていますが、供用開始前につき必ずしも全ての業務を開始しなくても良いのではないかと思料します。つきましては4月1日より開始しなければならない対象業務をご教示下さい。	質問番号No.12の回答のとおりです。
66	要求水準書(案)(総則)	P7	第1-8 事業スケジュール	事業スケジュールについてご教示ください ①維持管理業務開始、運営業務開始が平成31年4月1日で、供用開始が5月1日となっていますが、この1ヶ月間は開業準備的な期間との理解でよろしいでしょうか。 ②できれば、業務内容を明確にするために上記の1ヶ月間を開業準備業務として明確に業務を分けていただくことは可能でしょうか。	①質問番号No.12の回答のとおりです。 ②入札公告時に明らかにします。
67	要求水準書(案)(総則)	P7	第1-8	事業期間について、要求水準書(案)(総則)では、引渡日が平成31年3月31日とあります。一方、実施方針の事業スケジュール(予定)(3ページ)では、平成31年4月に施設の所有権の移転とされております。改めて施設の引渡日(所有権移転日)についてご教示願います。	入札公告時に明らかにします。
68	要求水準書(案)(総則)	P7	第1-8	事業期間について、要求水準書(案)(総則)では、引渡日が平成31年3月31日、維持管理業務開始日が平成31年4月1日とあります。一方、要求水準書(案)(維持管理・運営)の業務期間(10ページ、22ページ)では、「本施設の引渡し日より」業務開始とされております。また、実施方針の事業スケジュール(予定)(3ページ)では、平成31年5月から維持管理業務及び運営業務を開始とされております。改めて維持管理・運営業務の開始日についてご教示願います。	入札公告時に明らかにします。
69	要求水準書(案)(総則)	P8	第1-9-(1)	関係法令等の遵守の法令の中に「警備業法」が記載されていますが、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)においては、「警備業を営もうとする者は、法第4条の認定を受けなければならないこととされており、その担保のため、法第6条の3の規定により自己の名義をもって他人に警備業を営ませてはならないこととされ、認定を受けていない者に名義を貸して警備業を営ませることのみならず、他の警備業者に名義を貸して警備業を営ませることも禁止されている。」とあり、SPCが警備業法の第4条の認定を受けなければならないようにも読めます。SPCが警備業法 第4条の認定を受けるのではなく、維持管理業務を請負う企業が認定を受ければ良いとの考えで宜しいでしょうか。	事業者の責任において関係法令等を遵守のうえ業務を遂行してください。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
70	要求水準書(案)(設計・建設)		全般	「原則」と規定されている仕様に関しましては、やむを得ない若しくは合理的な理由を付記した上で異なる提案をした場合は、要求水準の未達としての失格事由には該当しないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書案(設計・建設)	P05	第1-1-1(4)周辺道路	東側道路(市道20097号線氷川参道)についても記載願います。また、現在は吉敷町から中央通りまで北行きの一方通行であるが、氷川緑道西通り線が対面交通になった後の氷川参道の交通計画にも言及願います。	市道20097号線の認定幅員は5.4mですが、計画地とは接しておりません。また、氷川参道の一の鳥居から大宮中央通線については、代替路線としての機能が期待される氷川緑道西通線(南区間)の供用開始と合わせて、一部区間の歩行者専用化の実施を検討しております。
72	要求水準書(案)(設計・建設)	P06	第1-1-1(10)	「なお、事前調査の結果により仮定と異なる場合は本市と協議する。」とありますが、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「市が実施した測量・調査の不備によるもの」という理解のもとでの協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書(案)(設計・建設)	P06	第1-1-1(4)周辺道路	・北側市道20079号線についても本計画に合わせた整備計画等がありますでしょうか、それとも現状のままでしょうか。ご教示願います。	市道20079号線は氷川緑道西通線の拡幅工事に伴い交差点改良を行う予定です。
74	要求水準書(案)(設計・建設)	P06	第1-1-1(10)既存建築物汚染物質(アスベスト、PCB)	文末に「なお、事前調査の結果により仮定と異なる場合は本市と協議する。」との記載がありますが、ここでの事前調査とはいつの時点の調査結果でしょうか。市が入札公表時に公表される資料とのことでしょうか。また、この資料を実際に事業者が解体工事を行った際に、市が行った調査結果と異なる場合の増加費用やスケジュール遅延については市が補てんしていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	事前調査とは第2 設計業務 3. 業務内容(1)事前調査 オに規定する事業者が実施する調査を指します。よって「ビニル床タイル、石綿セメント板、木毛セメント板、煙突ライニング材」をアスベスト含有建材と仮定していますが、調査結果によりこの仮定と相違がある場合については、本市との協議によることとします。
75	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-2(2)	「解体範囲内は地中埋設物も含め、全て撤去することを原則とする。」とありますが、入札公告における資料から予期できない地中埋設物については、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「用地の瑕疵」であり、撤去費用は貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-2(2)	解体範囲のうち氷川緑道西通線拡幅部及び北西隅切り部以外に関しては、解体後の埋戻しによる整地レベルは、事業者が提案する建築計画に合わせて設定しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、道路部分となる解体後の埋戻しによる整地レベル等の詳細は、基本設計時に大宮駅東口まちづくり事務所との協議によることとします。
77	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-1-1(4)、第1-1-2-1(2)	周辺道路において、工事用車両の出入口に使用できる道路は、西側市道20088号線の1本のみではないかと推察いたします。解体範囲の欄に当該市道について『氷川緑道西通線拡幅部は、事業開始時点では道路用地となる予定のため、道路用地管理者から借用するものとする。』とありますが、借用できる期間、道路借用料の有無についてご教示をお願いします。	解体工事期間中に借用できる期間については(4)その他に記載の通りです。また、建設工事期間中の借用については道路用地は氷川緑道西通線の整備が優先されるため、工事所管課である大宮駅東口まちづくり事務所及び事業者との協議によることとします。
78	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-2(2)別紙7既存施設	『解体範囲内は地中埋設物も含め、すべて撤去する事を原則とする。ただし、施設・施工計画に支障のないものは存置することも可とする』との記載がありますが、埼玉県大宮合同庁舎の支持杭(現場造成杭)について、新庁舎の基礎杭に干渉しない、地下構造物に干渉しないものについては、存置する事も可とするものとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-1(2)	『解体範囲内は地中障害物も含め、全て撤去する事を原則とする』との記載がありますが、既存樹木等、移植・移設をお考えの物がございましたら具体的にお示しください。その時の費用は市の負担としてよろしいでしょうか。	既存樹木等の移植・移設はありません。
80	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-2(4)	・氷川緑道西通線拡幅部で拡幅後の道路境界から6mを除く範囲とはどこを示すのかご教示願います。	質問番号No.82の回答のとおりです。
81	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-2(4)	・北西隅切部の範囲・形状・面積は検計中とありますが、いつ頃公表されますか。 また、本設計においてはどのように設定すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	別紙8(修正版)に、追記して添付しますのでご確認ください。 北西隅切部については、本市にて交差点改良後、道路区域となる予定です。
82	要求水準書(案)(設計・建設)	P07	第1-2-2(4)その他	「拡幅後の道路境界から6mを除く範囲」とは、拡幅後の道路境界から6m道路側へセットバックしたラインよりも、道路側の範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書(案)(設計・建設)	P08	第1-3	さいたま市民会館おみやの跡地利用について、今後も公共施設用地として利用、もしくは、民間等への売却予定があるのかご教示願います。	現時点で未定です。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
84	要求水準書(案)(設計・建設)	P08、14	第1-3 計画地周辺の整備内容、第5-1-(2)アプローチ計画	【別紙9】氷川緑道西通線平面図は、11月の公告時に公表予定のようですが、車線数や右折車線の有無、バスベイ位置や大きさが不明です。現段階の平面図で構いませんので、ご教示ください。	別紙9を公表しますのでご確認ください。 なお、提供方法は貸出としますので、大宮区役所新庁舎建設準備室までお越しください。
85	要求水準書(案)(設計・建設)	P09	第1-4-イ	施設全体の上限延床面積が22,950㎡とされていますが、どのような計算によるものでしょうか。基準面積17,700㎡に認められる3%の増加分と駐車場の上限面積5,000㎡を加えると23,231㎡になりますが、違いを把握したくお願いいたします。	質問番号No.37の回答のとおりです。
86	要求水準書(案)(設計・建設)	P09	第1-4-ウ	「階数・建物高さは提案による。」とある一方で、基本計画P.56ではB案(中層セットバック案)を中心に検討を行うとあり、貴市としてはこの6～7階が望ましいというお考えに変わりはないでしょうか。	要求水準書(総則)第1 総則 3. 基本計画との関係に記載のとおりです。
87	要求水準書(案)(設計・建設)	P09	第1-4-ウ	階数・建物高さについて提案が貴市に認められた後に、近隣住民等の反対運動により貴市から階数・建物高さの変更を指示された場合については、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「市が行う測量・調査及び施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの」であり、変更に係るリスクは貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)(設計・建設)	P09	第2-1	「住民による要求事項等によって設計に変更要求のあった場合は、対応について本市と協議すること。」とありますが、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「市が行う測量・調査及び施設の設置・運営に対する住民反対運動・訴訟・要望に関するもの」であり、変更に係るリスクは貴市が負担するという理解のもとでの協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書(案)(設計・建設)	P09	第1-4-イ	・駐輪場は上記面積(延床面積)には含まないとありますが、屋根付の場合、22,950㎡とは別枠と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書(案)(設計・建設)	P09	第1-4-イ面積	駐車場は5000m2を上限とありますが、機械式駐車場を導入する場合、機械式駐車パレットの面積は5000m2の上限から除くと考えて宜しいでしょうか。	建築基準法で面積計上される部分は5,000㎡に含むものとします。
91	要求水準書(案)(設計・建設)	P09、P12	第2-1、第3-1	「本市が別途行う、氷川緑道西通線拡幅、西北部隅切及び一部の工事等、備品の搬入・据付・調整等作業が、・・・工事及び備品の搬入に協力すること。」とありますが、事業費を適切に見積もるうえで、どのような業務を想定されているのかご教示ください。	記載事項に係る調整業務を想定しております。
92	要求水準書(案)(設計・建設)	P10	第2-3-(1)-ア	土壌汚染調査について、構成員として応募登録する設計企業(指定調査機関)が実施することを考えています。平成22年3月5日付の環境省水・大気環境局長通知(環水大土発第100305002号)の中で、土壌汚染対策法第36条第2項の「公正に」について、「発注者と指定調査機関との間に会社法の子会社と親会社の関係が成立している場合には、公正に土壌汚染状況調査が行われていないものと解して差し支えない」とされていますが、本件では貴市が元発注者であり、SPC(子会社)と設計企業(親会社)間の契約と言えども上記通知のケースには該当しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案)(設計・建設)	P10	第2-3-(1)-ア	土壌汚染調査について、入札時点ではフェーズ1(土地使用履歴調査)の費用のみ見込み、その結果如何によりフェーズ2(土壌概況調査)が必要になった場合には、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「用地の瑕疵」であり、対策費用は貴市が負担するという理解のもとでの協議という理解でよろしいでしょうか。	土壌汚染対策法により土壌汚染調査が必要です。また、さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき特定有害物質取扱事業所の設置の状況等の調査が必要です。 上記調査に係る費用は事業者の負担となります。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
94	要求水準書(案)(設計・建設)	P10	第2-3-(1)-ア	「汚染が発見された場合の措置については本市と協議すること。」とありますが、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「用地の瑕疵」であり、対策費用は貴市が負担するという理解のもとでの協議という理解でよろしいでしょうか。	措置については協議によるものとしますが、負担は事業者は負わないものとします。
95	要求水準書(案)(設計・建設)	P10	第2-3-(1)-ウ	近隣家屋調査の範囲・調査方法の指定はありますか。	指定はありません。
96	要求水準書(案)(設計・建設)	P10	第2-3-(1)-エ	「汚染物質が発見された場合は関係法令等に従い適切に処分すること。またPCB含有機器等があった場合は取り扱いについて本市と協議すること。」とありますが、「実施方針 添付資料1 想定されるリスクと責任分担」に記載の通り、「市が実施した測量・調査の不備によるもの」であり、対策費用は貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	措置については協議によるものとしますが、負担は事業者は負わないものとします。
97	要求水準書(案)(設計・建設)	P10	第2-2 適用基準等	適用基準等について「なお、改訂があった場合は最新版によるものとすること。」とありますが、基本的に入札公告時点における最新版を適用するものと理解し、それ以降の段階における適用基準等の改訂については、実施方針の「添付資料1 想定されるリスクと責任分担」の「法制度・税制度・許認可」の取扱いに基づいて解釈されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書(案)(設計・建設)	P10-11	第2-3-(1)	土壌汚染調査、電波障害調査、近隣家屋調査、既存建築物汚染物質調査、既存家具・什器備品調査費用は、「さいたま市大宮区役所基本計画(H27年5月)JP.81(2)①に記載されている、「概算事業費の試算」表中の調査費0.53億円に含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、これらの対策費(工事に起因しない場合は別途と考えてよろしいでしょうか)。	要求水準書(総則)第1 総則 3. 基本計画との関係に記載のとおりです。後段については、要求水準書(設計・建設)第2 設計業務 3. 業務内容 (1)事前調査 オに記載のとおりです。
99	要求水準書(案)(設計・建設)	P11	第1-3-(1)、オ	要求水準書(案)(設計・建設)P11-第1-3-(1)-オ 既存家具・什器備品調査に関して ○備品台帳作成で家具・什器備品配置図作成(既存移設・新規)とありますが、新規は市で別途調達する備品であると解釈しますが、新規調達する備品は事業者が提案し備品リスト作成と同時にレゾ作製するとの事ですか。 ○備品台帳のフォーマットは市の指定書式がありますか。 ○既存移設備品の元台帳は事前に提示頂けますか。 ○備品台帳作成(既存家具・新規)終了後、備品シール及び現物へのシール貼り付け作業は事業者業務になりますか。 ○備品台帳作成は「大宮区役所内」となっていますが、維持管理・運営業務における「新大宮図書館・ふれあいスペース・新庁舎総合案内業務」で必要な什器備品の台帳作成は別途ですか。	○ご理解のとおりです。 ○備品台帳は市の指定様式があります。 ○現在の備品台帳は、契約後事業者に提供することは可能です。備品台帳(廃棄・既存移設・新規)の作成は事業者の業務とします。 ○市が貼付を行います。 ○要求水準書(案)(設計・建設)における事前調査の業務範囲は現大宮区役所、新庁舎の庁舎機能エリアです。したがって要求水準書(案)(設計・建設)における事前調査業務には、現大宮図書館、新大宮図書館、及び(仮称)ふれあいスペースは含まれません。 なお、新大宮図書館、(仮称)ふれあいスペース、新庁舎総合案内業務で必要な什器備品の台帳作成は「新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な什器備品調達・設置業務」及び「新庁舎総合案内業務」の中で行って頂きたい。
100	要求水準書(案)(設計・建設)	P11	第2-3-(1)-オ	備品台帳作成及び家具・什器備品配置図の作成の対象として「新規」が含まれていますが、貴市が別途予算で調達する庁舎備品以外に本事業範囲である新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの備品も対象となりますでしょうか。	質問番号No.99の回答のとおりです。
101	要求水準書(案)(設計・建設)	P11	第2-3(1)-イ	電波障害調査のうえ、障害が認められた場合の対応費用は、別途貴市がご負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	要求水準書(案)(設計・建設)	P11	第2-3-(1)-オ	「現大宮区役所内の既存家具・什器備品の調査を行うこと。」とありますが、現大宮図書館内の既存家具・什器備品に関しては調査は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書(案)(設計・建設)	P12	第2-3-(2)	本事業における竣工までの期間は非常にタイトであることから、事業契約締結早々に基本設計に着手する必要があります。「基本設計業務着手に先立ち、市民・利用予定者からの意見を聴取し、その内容及び対応について本市と協議」との記載がございますが、先立ちは具体的にどのタイミングで、どのような方法で意見を聴取することを想定されているかご教示頂けますでしょうか。	「基本設計業務着手に先立ち、」を「基本設計業務期間中に、」に修正いたします。 意見聴取方法は検討中です。
104	要求水準書(案)(設計・建設)	P12	第2-3-(4)	「分筆登記に必要な業務」とは、測量図の作成までを意味し、登録免許税や司法書士報酬などの登記費用は貴市が別途負担するという理解でよろしいでしょうか。	分筆に必要な業務は本事業業務外に変更します。当記載は削除します。
105	要求水準書(案)(設計・建設)	P12	第2-3-(2)	「基本設計業務着手に先立ち、市民・職員等の利用予定者から意見を聴取し、～」とありますが、ここに記載の「意見」とは具体的には、次項目にある市が主催する意見募集において出された意見を指すものであり、事業者が主体的に市民・職員等の利用予定者から意見を聴取することを想定しているのではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
106	要求水準書(案)(設計・建設)	P12	第3-2	2. その他に「新築工事の主任技術者は原則、常駐管理とすること」とありますが、 ①あくまで新築工事(解体工事は除く)の工事監理業務のことという理解でよろしいでしょうか。 ②この場合、工事監理業務において常駐する技術者は、「建築基準法」及び「建築士法」に規定されている「工事監理者」1名で、各主任技術者(複数)でないという理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②原則は、要求水準書のとおりとします。 工事工程により一般監理として行っても、業務に支障が行い場合については、市との協議により一般監理とすることができません。
107	要求水準書(案)(設計・建設)	P14	第5-1-(1)	「カフェ・コンビニは周辺地域の住民も幅広く利用できるような配置すること」とありますが、カフェが(仮称)ふれあいスペースに含まれ、新大宮図書館と(仮称)ふれあいスペースとの連携に配慮が必要なことを考慮すると、これらの全ての施設が低層階への配置が前提となると考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	施設の配置計画については提案とします。
108	要求水準書(案)(設計・建設)	P14	第5-1-(2)ア ブローチ計画	「氷川緑道西通り線に新たにバス路線新設の構想に伴うバス停設置の構想がある」とございますが、供用開始時期やバス停設置時期、バスルートの発着場所、最終停留所等をご教示願います。	現時点で未定です。
109	要求水準書(案)(設計・建設)	P14	第5-1-(2)	・バスベイの計画・形状・仕様についてご教示願います。	質問番号No.84の回答のとおりです。
110	要求水準書(案)(設計・建設)	P17	第5-1-(7)イ	ヘリサインを設けるとありますが、屋上にはヘリポートが必要との理解でよろしいでしょうか。	ヘリポート設置は要求水準事項ではありません。 ヘリサインの詳細について、付属資料3を配布しますので、大宮区役所新庁舎建設準備室の窓口にお越しください。
111	要求水準書(案)(設計・建設)	P17	第5-1-(8)ア	整備する利用者用駐車場は、有料駐車場との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書(案)(設計・建設)	P17	第5-1-(8)ア	駐車場について、機械式駐車場の採用は可能でしょうか？	可能です。
113	要求水準書(案)(設計・建設)	P17	第5-1-(8)ア	・機械式駐車場を採用することは可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。
114	要求水準書(案)(設計・建設)	P18	第5-1-(9)ア 外構	・災害時に外部からの電源供給がない状態でも機能する街灯・時計等を整備すること。 ⇒① 電源供給を消失後の機能要求時間は、どの程度か？(時計は問題ないが、街灯は限界がある) ⇒② 街灯・時計等の等は、何を想定しているのか？	①提案とします。 ②街灯や時計に類するもので、具体的な想定はありません。提案とします。
115	要求水準書(案)(設計・建設)	P18	第5-1-(8)ア	検診車の「職員対応に配慮した位置」、「周辺からの見えに配慮」とは具体的にどう配慮すべきかご教示下さい。	職員動線に配慮、施設利用者動線・使用エリアとの分離、施設利用者や敷地外から検診車が見えにくい等を意図しています。 当記載例のみにとらわれることなく配置・見えについて配慮した提案としてください。
116	要求水準書(案)(設計・建設)	P18	第5-1-(8)イ	整備する利用者用駐車場は、バイクも含め無料駐輪場との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第5-1-(10)	災害時に備える災害対策従事者等の食料・飲料水(3日分)とありますが、災害対策従事者等対応者の想定人数を具体的にご教示頂けますでしょうか。 また、備蓄品自体の調達・更新は業務範囲外との認識で宜しいでしょうか。	災害対策従事者等対応者は、新庁舎に配属予定の人員約700人を想定しています。 後段については、ご理解のとおりです。
118	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第5-1-(10)	「災害時に備え災害対策従事者等の食料・飲料水(3日分)、その他備蓄品を保管する備蓄庫を整備すること。」とありますが、食料・飲料水(3日分)は、貴市で用意するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
119	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第5-1-(10)	<p>・BCP事業継続計画の指標を明確にご教示願います。</p> <p>・事業継続レベルは何時間を想定しているか。</p> <p>・地域の人の受け入れ人数の想定はどの程度か。</p> <p>・電力 発電機、オイルタンク、対象場所、対象人員の想定はどの程度か。</p> <p>・上水 貯留槽、対象場所、対象人員の想定はどの程度か。</p> <p>・下水 貯留槽、対象場所、対象人員の想定はどの程度か。</p>	<p>・BCP事業継続計画の指標について下記のとおり回答します。</p> <p>・事業継続計画(さいたま市事業継続計画【地震災害編】)において事後対応としては、地震発生から概ね30日以内を対象範囲としています。</p> <p>・地域の人の受け入れ人数の想定については、(仮称)ふれあいスペースが帰宅困難者の一時滞在施設となり、約350人受け入れる想定です。</p> <p>・電力については、要求水準書(設計・建設) 第5 施設計画 3.設備計画 (2)電気設備計画 カ.発電設備をご確認ください。</p> <p>・上水については、要求水準書(設計・建設) 第5 施設計画 3.設備計画 (3)機械設備計画 ア.給排水衛生設備 b.給水設備をご確認ください。</p> <p>・下水については、要求水準書(設計・建設) 第5 施設計画 3.設備計画 (3)機械設備計画 ア.給排水衛生設備 c.排水設備をご確認ください。</p> <p>・対象人員については、災害対策従事者等の700人及び一時滞滞在者(帰宅困難者等)の350人を想定しています。</p>
120	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第5-1-(10)	<p>・[別紙10 諸室諸元表]とありますが、庁舎関係の仕様についてご教示願います。</p>	<p>入札公告時の添付資料、別紙10をご確認ください。</p>
121	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第(9)-イ 植栽	<p>・既存の樹木について、現在の高さ、樹種のわかる資料等ありましたらご教示願います。</p>	<p>資料はありません。</p>
122	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第5-1-(11)	<p>・衝突の恐れのない箇所の建具については、強化ガラスを使用しないことは可能でしょうか。ご教示願います。</p>	<p>原則強化ガラスとします。</p>
123	要求水準書(案)(設計・建設)	P19	第5-1-(11)防犯計画	<p>「施設の安全性にも配慮し、建具等のガラスについては原則として強化ガラスとすること。」とありますが、一般市民が利用しない部分のガラスについても適用するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>原則強化ガラスとします。</p>
124	要求水準書(案)(設計・建設)	P20	第5-2-(2)	<p>「免震構造設計については、国土交通大臣認定を受けること」との記載がありますが、地盤調査結果及び建築計画検討により「告示免震」手法を採用可能との判断が出来た場合は、「告示免震」による建築確認という考え方も可能でしょうか。</p>	<p>不可とします。</p> <p>2.構造計画(2)耐震性能において、極めて稀に発生する地震動において、建物の各階に生じる床応答加速度を250gal以下とすること、及び(3)基礎構造において、基礎については建物の慣性力による応力に加え、地盤の歪みによる変位を考慮して設計を行うことを求めています。</p> <p>上記の精度の良い応答値を求めるには時刻歴応答解析の採用が一般的であり、その妥当性を評価するために性能評価を受審し、国土交通大臣認定の取得を求めています。</p>
125	要求水準書(案)(設計・建設)	P20	第5-1-(13)	<p>・水素ステーションの大きさや仕様等についてご教示願います。</p>	<p>水素ステーションの設置については、将来的に設置が可能なように場所を提案して頂きたいと考えておりましたが、現在詳細が未定のため、当該要求水準書の記載は削除します。</p>
126	要求水準書(案)(設計・建設)	P21	第5-3-(1)基本方針	<p>・雨水を利用する計画とすること。</p> <p>⇒① 雨水を中水として利用することが想像されるが、市からも中水のが給されるのか？</p> <p>⇒② 雑排水・汚水等から中水を製造する装置は、想定しているのか？</p>	<p>①市から中水を供給する予定はありません。</p> <p>②設置の想定はありません。</p>
127	要求水準書(案)(設計・建設)	P21	第5-3-(1)	<p>施設各部の管理主体、管理区分は「2 施設計画に当たっての基本方針(4)平面・動線計画」を参照すること、とありますが、これは具体的にどこを指すものなのか、ご教示願います。</p>	<p>当該記載は削除します。</p>
128	要求水準書(案)(設計・建設)	P22	第5-3-(2)一エ受変電設備	<p>・2回線受電方式とし、構内は地中化を図った引込経路とすること。</p> <p>⇒① 想定している受電電圧は、いくらか？</p> <p>⇒② 想定している契約電力は、いくらか？</p> <p>・電気室は浸水・冠水等を考慮すること。</p> <p>⇒③ 電気室は地階を想定しているのか？地階以外を想定しているのか？</p>	<p>①提案とします。</p> <p>②提案とします。</p> <p>③電気室の設置階については提案とします。</p>

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
129	要求水準書(案)(設計・建設)	P22	第5-3-エ (2)オ 静止形電源設備	・通信情報機器の停電時補償用の無停電電源装置は、別途情報システム工事にて設置する。 ⇒① 通信情報機器の停電時補償用の無停電電源装置の点検も、別途情報システムにて実施するのか？ ⇒② その費用も、別途情報システムにて支払うのか？	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。
130	要求水準書(案)(設計・建設)	P22	第5-3-エ	受変電設備において『2回線引き込み方式とし』との記載がありますが、常用・予備線方式の同系統引き込み方式と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書(案)(設計・建設)	P22	第5-3-オ 静止形電源設備	「無停電電源装置は別途情報システム工事にて設置する」としている為、修繕、更新についても本事業外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書(案)(設計・建設)	P22	第3-(2)エ 受変電設備	保守メンテナンス時、重要負荷を停電することなく実施できるように配慮すること。と記載がありますが、重要負荷の種別についてご指示願います。	防災系の他、施設機能等を考慮の上提案ください。
133	要求水準書(案)(設計・建設)	P22	第3-(2)エ 受変電設備	保守メンテナンス時、重要負荷を停電することなく実施できるように配慮すること。と記載がありますが、保守メンテナンス時は非常用発電機を稼働して、商用系と非常系で切替えながら電源供給を可能とすれば、宜しいでしょうか。 非常用発電機の稼働が不可の場合は、電源車での対応と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 非常用発電機の稼働が不可の場合の対応は提案とします。
134	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第5-3-エ (2)カ 発電設備	以下の内容の記載がないが、どの様に想定しているのか？ ⇒① 発電機室も、浸水・冠水を考慮して、地階の設置を避けるか？ ⇒② 非常用発電機の動力源に対し、想定しているものはあるのか？その燃料は？	①提案とします。 ②提案とします。
135	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第5-3-エ (2)キ 構内交換設備	・PBXについては、リース方式とし、5年ごとに切り替えをおこなうこと。 ⇒① 毎月のリース料金は、区の支払いで良いか？ ⇒② 切り替えに費用が発生した場合、区の支払いで良いか？ ⇒③ PBX専用の無停電装置は、区にて設置して頂けるのか？	①事業者の支払いとなります。 ②事業者の支払いとなります。 ③事業者での設置となります。
136	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第5-3-(2)キ	「PBXについては、リース方式とし」とありますが、施設整備費には含まず、別途貴市が借主としてリース料を支払うという理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.135の回答のとおりです。
137	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第5-3-(2)カ	「災害時、負荷を制限して72時間運転できること。」とありますが、燃料の備蓄は貴市で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第5-3-(2)キ	PBXはリース方式とありますが、費用の負担方法についてご教示ください。また、PBX以外でリース方式を採用できるものはございますでしょうか。	PBXについては、質問番号No.135の回答のとおりです。 その他の機器のリース方式採用については、事業に支障が出ない範囲で提案とします。
139	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第3-(2)カ 発電設備	非常用電源供給範囲は「建築設備設計基準」の第8章「発電機回路とする負荷(事務庁舎)」の甲類を基準とすること。とありますが、発電機以外の仕様についても「甲類」の必要はありますか。	提案とします。 なお、「建築設備設計基準」の第8章の記載は、「建築設備設計基準」平成27年度版第2編第10章に訂正します。
140	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第3-(2)カ 発電設備	「建築設備設計基準」の第8章「発電機回路とする負荷(事務庁舎)」において、コンセントは「業務の継続に必要なもの」との記載となっていますが、どの部屋に何個(または何%)等の条件を今後、提示して頂けると考えて宜しいでしょうか。	提案とします。
141	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第3-(2)キ 構内交換設備	PBXはリース方式となっていますが、費用は維持管理業務側に含むことでよろしいですか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
142	要求水準書(案)(設計・建設)	P23	第5-3-1キ	構内交換設備において『PBXについてはリース方式とし、5年ごとに切り替えを行うこと』との記載がありますが、電話機本体もリース方式として5年ごとに切り替える事とすることでよろしいでしょうか。	一般電話機を除いた、PBXに付随する電話設備については、ご理解のとおりです。 なお、一般電話機は市で調達します。
143	要求水準書(案)(設計・建設)	P24	第5-3-(2)-コ	「(提案の場合)会議室で難聴者対応として磁気ループシステムを使用する。システムは事業者で用意するものとするが、仕様・数量等は提案による。」とありますが、磁気ループシステム自体が、要求水準に含まれるのか、又は事業者提案によるものかご教示ください。	要求水準に含まれます。
144	要求水準書(案)(設計・建設)	P24	第3-(2)-ク 構内情報通信設備	「庁舎内の配管・配線を行うこと。」とありますが、LAN等の機器及び設置、調整を除き、配管・配線全てを施設整備にて設置すると考えて宜しいでしょうか。	庁内システムの配管・配線の整備区分については、入札公告時に公表する別紙13 電話回線数及び現況庁内情報システムをご確認ください。
145	要求水準書(案)(設計・建設)	P24	第3-(2)-ケ 情報表示設備	構内で電波時計(単体設置)が設置可能なるように設備すること。とありますが、設置場所についてご教示願います。 なお機器は別途とし、電源のみ本工事と考えるとよろしいでしょうか。	設置場所についての想定はありません。 施設内に単体設置可能な対応(アンテナ)としてください。なお、専用の電源は設けないものとします。
146	要求水準書(案)(設計・建設)	P24	第3-(2)-ケ 情報表示設備	案内情報設備の設置場所についてご教示願います。 なお、電源、配管のみ本工事と考えるとよろしいでしょうか。	設置場所は入札公告時公表予定の別紙10 諸室諸元表を確認ください。電源・配管・配線を本工事とします。
147	要求水準書(案)(設計・建設)	P24	第3-(2)-コ 映像・音響設備	映像、音響設備に関する使用目的、機能、性能を満足すること。とありますが、その詳細についてご教示願います。	入札公告時の添付資料、別紙10をご確認ください。
148	要求水準書(案)(設計・建設)	P24	第3-(2)-ス 呼出設備	インターホンの設置場所、対応箇所が明示されていますが、設置場所、各々の対応箇所をご指示願います。	いずれの設置箇所からの対応についても、管理・警備室にて対応します。何らかの理由で管理・警備室で対応できない場合は、区役所業務時間内であれば大宮区役所総務課へ、時間外であれば宿直室へ自動転送されるような形とします。
149	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第5-3-1キ 駐車場管制設備	駐車場については、管制設備しか記載されていないが ⇒① 電気自動車の充電機器は、設置しなくて良いのか？ ⇒② 水素自動車の充電機器は、設置しなくて良いのか？	①必要です。要求水準書(案)(設計・建設)第5-3-(2)-トに記載していますのでご確認ください。 ②質問番号No.125の回答のとおりです。
150	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第3-(2)-ソ テレビ電波障害防除設備	テレビ電波障害対策の費用は市の負担としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第3-(2)-タ 防犯管理設備	各施設の使用時間、管理区分をご教示願います。	要求水準書(案)(維持管理・運営)第3 運営業務に関する要求水準 5. 新大宮図書館運営業務及び6. (仮称)ふれあいスペース運営業務、入札公告時公表予定の別紙10をご確認ください。
152	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第3-(2)-タ 防犯管理設備	入退室管理設備が必要な個所は(別紙10)諸室諸元表に記載のある個所のみと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時公表予定の別紙10 諸室諸元表をご確認ください。
153	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第3-(2)-タ 防犯管理設備	入退室管理設備用のICカードの必要数量をご教示ください。 また、当ICカードは、入退室管理設備のために使用するのみであり、他用途(職員証、電子マネー機能等)は有しないものと考えてよろしいでしょうか。	入退室管理設備の設置場所・仕様については、入札公告時に明らかにします。
154	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第3-(2)-タ 防犯管理設備	監視カメラの録画時間、画質、秒あたりのコマ数についてご教示願います。	提案とします。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
155	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第3-(2)-チ 駐車場管制設備	料金徴収システムにあわせた事前精算機および時間確認用の認証システム機器を必要箇所に設置すること。とありますが、認証システム機器の設置箇所をご教示願います。	提案とします。
156	要求水準書(案)(設計・建設)	P25	第5-3-(2)-セ	「地上デジタル放送又はCATVによる受信設備…」とありますが、NHKやCATVの受信料等は、貴市がご負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第5-3-(2)-ナ 太陽光発電設備	太陽光発電設備については、容量等の記載がないが ⇒① 想定している発電容量は、いくらか？ ⇒② 想定している設置場所は、あるのか？	①20kW以上を要求水準とします。 ②提案とします。
158	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第5-3-(3)-アー a. 衛生器具設備	シャワー金具を設ける場合は、サーモスタット付きとすること。 ⇒① 想定しているシャワー室の数や、シャワーの数は、あるのか？ ⇒② 風呂(浴槽)は、設置するのか？	①男女用各1室の計2室を要求水準としています。別紙10 諸室諸元表(案)をご確認ください。 ②風呂(浴室)の設置は要求水準としていません。
159	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第5-3-(3)-アー b. 給水設備	災害時の対策として、水を3日以上確保すること。 ⇒① 想定している1日分の水の量は、何トンか？ ⇒② 災害時には、水の供給箇所を制限して良いのか？ ⇒③ 近隣住民への水の提供は、想定しているのか？	①提案とします。 ②提案とします。 ③想定していません。
160	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第5-3-(3)-アー c. 排水設備	災害時、公共下水道が破断された場合に備え、緊急用排水貯留槽(3日分)を設けること。 ⇒① 想定している1日分の排水の量は、何トンか？ ⇒② 災害時でも、通常と同じ様にシャワー機能付きトイレを使用するのか？ ⇒③ 1階以外のトイレは、全て使用禁止で良いか？	①提案とします。 ②提案とします。 ③提案とします。
161	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第3-(2)-キ 構内交換設備	「構内PHSシステムを導入すること」とありますが、建物全館でPHS使用可能とすればよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第3-(2)-テ 構内配電線路・通信線路設備	一般車用急速充電器の課金方法に指定はありますでしょうか。	課金システムに全市的に検討しておりますので、基本設計時に本市との協議によることとします。
163	要求水準書(案)(設計・建設)	P26	第3-(2)-テ 構内配電線路・通信線路設備	将来の増設に対応可能とするため、公用車4台分の電気自動車充電電源を見込むこと。とありますが、トランスレブルで容量を見込み、受変電設備2次側の幹線は市の負担工事という理解でよろしいでしょうか。	事業者の負担工事とします。
164	要求水準書(案)(設計・建設)	P28	第5-3-(5) 昇降機設備計画	・乗用エレベータとは別に物品・廃棄物等の搬出入用のサービスエレベータを設置すること。また、乗客用とサービス用の縦動線は相互干渉しないように配置に留意すること。 ⇒① 想定している乗用エレベータの台数と定員は何人か？ ⇒② 想定しているサービス用エレベータの台数と定員は何人か？ ⇒③ 障害者更生相談センターは専用のエレベータか？ ⇒④ B1階や、2階へのエスカレータは、必要ないか？	部門配置、利用者及び職員の利便性に配慮し、交通計算を実施の上提案して下さい。
165	要求水準書(案)(設計・建設)	P28	第3-(3)-イe 自動制御設備	自動制御設備は電気設備の中央監視設備と統合してもよろしいでしょうか。	提案とします。

要求水準書(案)(設計・建設)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
166	要求水準書(案)(設計・建設)	P29	第5-4-1(2)-イ-a	執務室欄には、『執務機のほか、書棚、プリンター、コピー機等のOA機器を設けるなど効果的な置計画とすること』とありますが、左記の執務用の什器、家具、備品類について、当事業範囲で新規に整備すべきリストを諸室諸元表(案)において明示をお願いします。記載のない執務用の什器、家具、備品類については事業対象外としますがよろしいでしょうか。	別紙10 諸室諸元表に事業者が設置する什器備品を記載する予定です。 また、什器備品類の整備に関しては、特に明記のない限り事業者の業務対象外です。
167	要求水準書(案)(設計・建設)	P29	第5-4-(2)ア コンセプト	「会議室や打合せコーナー等の共用化できる諸室は、極力共用化により合理化・効率化を図る。」とありますが、別紙10諸元表には、各庁舎機能で会議室数と面積の程度が指定されています。事業者の提案により、機能に支障の無い範囲で、他室と共用化することで会議室数を減らすような計画も可能と考えて宜しいでしょうか。	不可とします。
168	要求水準書(案)(設計・建設)	P30	第5-4-(2)-コ b	書庫とありますが、これは図書館の書庫と共用はせず別に設置されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書(案)(設計・建設)	P30	第5-4-(2)-コ	・会議室に関する記述において、「大宮区役所と北部建設事務所、北部都市・公園管理事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、氷川参道対策室の2施設」とありますが、どの2施設を指すのでしょうか。ご教示願います。	「大宮区役所、建設局、都市局の3施設」を正とし訂正します。
170	要求水準書(案)(設計・建設)	P31	第5-4-1 (2)- コc. その他	共用施設として、会議室と、書庫・倉庫の記載はあるが ⇒① サーバー室に関して記載がないが、必要なのか？ ⇒② フリー・アクセス床等の要求は不要か？ ⇒③ 個別空調等の要求は、ないのか？	①必要です。別紙10 諸室諸元表(案)を確認ください。 ②③入札公告時公表予定の別紙10 諸室諸元表をご確認ください。
171	要求水準書(案)(設計・建設)	P31	第5-4-1 (2)- サ その他	・ラウンジや待合ロビー等は、市民が活動し憩う環境づくりを工夫すること。 ⇒① 現在、障害者の方が『販売コーナー』を実施しているが、必要なのか？	必要です。別紙10 諸室諸元表(案)をご確認ください。
172	要求水準書(案)(設計・建設)	P31	第5-4-1 (2)- サ その他	・公衆電話置き場を適宜設置すること。 ⇒① 公衆電話の設置は、区にて実施頂けるのか？ ⇒② 公衆電話に必要な毎月の経費は、区の負担で良いのか？	①公衆電話の設置は通信会社等の負担となります。配管配線については事業者の負担工事とします。 ②ご理解のとおりです。
173	要求水準書(案)(設計・建設)	P31	第5-4-1 (2)- サ その他	・ATM置き場(2台分)を設置すること。 ⇒① コンビニに設置されるATMとは、別に設置するのか？ ⇒② ATM設置に係る費用は、区にて支払うのか？	①ご理解のとおりです。 ②設置者(金融機関等)の費用負担となります。
174	要求水準書(案)(設計・建設)	P32	第5-4-32	(3)図書館機能の「ウ共通事項」に「(仮称)ふれあいスペースの学習支援室内の学習支援室、書斎及びその他・・・」とありますが、学習支援室、書斎とは、「別紙10諸室諸元表(案)」の(仮称)ふれあいスペースの、「スタディールーム及びワーキングルーム」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	要求水準書(案)(設計・建設)	P32	第5-4-(3)イ 蔵書数	1. 既存の大宮図書館の蔵書数をご教示ください。 2. 新大宮図書館の蔵書数が示されていますが、利用者の利便性向上の目的で、合計の蔵書数は確保した上で、開架図書数と閉架図書数のバランスを変えて提案することは可能と考えて宜しいでしょうか。	1.図書館ホームページにて公開している図書館要覧をご確認ください(該当アドレス: http://www.lib.city.saitama.jp/guide/plan_report/pdf/youranH27_4-3.pdf) 2.現大宮図書館と同等の開架図書数を確保しながら、かつゆつたりとした読書空間が提供できる開架スペースを考慮した想定ですのでバランスを変更することは不可とします。

要求水準書(案) 別紙1～13に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
176	(別紙10) 諸室諸元表(案)	P1	(面積)	冒頭に「想定什器備品に係る記載は諸室諸元表公表時に合わせて公表する。」とありますが、什器備品リストが公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.166の回答のとおりです。
177	(別紙10) 諸室諸元表(案)	P3	庁舎機能-健康福祉局-福祉部-障害者更生相談センター	「既設聴力検査ユニットを移設すること。」とありますが、「要求水準書(案)(総則)」6ページでは、「現大宮区役所庁舎から本施設への什器、備品及び書類等の移転業務は本事業に含まない」とされています。どちらが正か、どのように理解すればよいか、ご教示願います。	「既存聴力検査ユニットを移設すること。」を正とし、移設は本事業に含まものとします。
178	(別紙10) 諸室諸元表(案)	P5	交流機能-ふれあいスペース	ワーキングルームの人員・定員が10名とされていますが、10名/室の面積があれば室数は、「要求水準書(案)(維持管理・運営)」27ページに記載の「スタディールームとワーキングルームを合わせて350㎡(±1㎡)の範囲で、事業者が自由に設定出来る」との理解でよろしいでしょうか。	(別紙10) 諸室諸元表(案)を正とし、面積については提案によるものとします。要求水準書(案)(維持管理・運営)【図表 5】スタディールームワーキングルームの面積(㎡)欄の「350」を「-」に変更し、提案によるものとします。
179	(別紙10) 諸室諸元表(案)	P5	交流機能-その他	カフェの面積が厨房及び客席を含めて、200㎡程度とありますが、厨房と客席の各面積は、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	質問については、ご理解のとおりです。カフェ(厨房及び客席)の面積は200㎡+3%を上限に事業者の提案によるものとします。200㎡から3%を超えて削減することは可能ですが、削減した面積分はふれあいスペースのフリースペース等の機能又は共用部で調整してください。ふれあいスペース1,600㎡±3%を超える面積の増減は不可とします。
180	別紙10 諸室諸元表(案)	0	0	コンビニの面積が明記されておりませんが、「基本計画」でお示しされている150㎡と同等という理解でよろしいでしょうか。	コンビニの面積は提案によるものとします。
181	別紙10 諸室諸元表(案)	0	0	カフェの最低確保席数のご指定はございますでしょうか。	カフェの最低確保席数の指定はありません。
182	要求水準書(案)別紙10	P5	図書館機能-新大宮図書館-開架スペース-オープンスペース	スツールの配置について、書架の側面に配置することになっていますが、個数を指定されますと書架の本数まで指定することになりますので、スツールの個数は書架の本数に合わせ提案事項としていただけますでしょうか。	スツールの個数は50以上とします。設置場所については、「書架の側面及び近傍」に訂正します。
183	要求水準書(案)別紙10	P5	新大宮図書館	「開架スペース オープンスペース 一般書コーナー」の備考欄に、スツール50席以上・閲覧席50席以上配置するとあります。また新聞雑誌コーナーや文学資料コーナーにはスツール及び閲覧席の記載がありません。スツール50席以上・閲覧席50席以上は、新聞雑誌コーナー及び文学資料コーナーと含むと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は他のコーナーの最低席数をご教示ください。	新聞・雑誌コーナーや文学資料コーナーのスツール及び閲覧席は、一般書コーナーのスツール50席以上・閲覧席50席以上には含みません。新聞・雑誌コーナーや文学資料コーナーのスツール及び閲覧席数については提案を求めます。
184	要求水準書(案)別紙10	P5	新大宮図書館	「文学資料コーナー」と「文学資料収蔵庫」は隣接配置することとあります。この理由として「文学資料収蔵庫も場合によっては利用者への開放を想定している」あるいは「収蔵庫資料と文学資料コーナーの資料の入れ替え等を想定している」等が考えられますが、その理由をご教示ください。	収蔵庫資料と文学資料コーナーの資料の入れ替え等を想定しているため、隣接配置としています。
185	要求水準書(案)別紙10	P5	新大宮図書館	開架スペース書庫は「閲覧オープンスペースと隣接配置すること」とあります。一般に閉架書庫は、オープンスペースとは隣接せず、カウンター背後のバックヤードに配置している例が多いと思いますが、オープンスペースに隣接させる理由をご教示ください。	開架スペースの面積に対して収納可能な蔵書数に限りがあるため、利用者に対する全体の蔵書数の視覚的アピールという観点から、隣接配置という記載をしています。ただし、ご指摘のとおり、利用者へのサービス向上、職員の業務効率向上に配慮した配置を基本とした提案を求めます。
186	要求水準書(案)別紙10	P1	配置に係る設計水準	隣接の定義について、通路を挟んで向かい合う配置は許容されますでしょうか。もしくは出入口が同一直線上の通路に配置されなくても許容されますでしょうか。例えば(仮称)北部市税事務所の共用諸室のうち相談室1、2、相談スペースを同一直線状の通路にそれぞれ隣り合わせるのとは不可能です。	隣接の定義については、接して配置することとし、通路を挟んで向かい合う配置も可とします。ただし、相互に行き来できることを要求水準としている場合は通路を挟んで向かい合う配置は不可とします。

要求水準書(案) 別紙1～13に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
187	要求水準書(案)別紙10	P1	庁舎機能-大宮区役所-共用諸室-多目的室	「夜間利用を考慮」とありますが、どのような利用を想定されていますでしょうか。	市民活動団体の会議・打合せや選挙時の期日前投票所の会場等としての利用を想定しています。 なお、利用時間については、原則21時までを想定しています。
188	要求水準書(案)別紙10	P2	庁舎機能-建設局-北部建設事務所-土木管理課	「待合ロビーと隣接配置すること」とありますが、建設局・都市局-共用諸室-待合ロビーには「土木管理課と近接配置すること」とあります。隣接、近接どちらが正しいでしょうか。	隣接を正とし訂正します。 ただし、土木管理課執務室と待合ロビーの間には通路を挟むことも可とします。
189	要求水準書(案)別紙10	P2	庁舎機能-建設局-北部建設事務所-道路安全対策課	「道路関係課」の定義が見当たりませんが具体的にどの課を指していますでしょうか。	「道路関係課」は、土木管理課、道路維持課、河川整備課の3課とします。
190	要求水準書(案)別紙10	P3	庁舎機能-健康福祉局-福祉部-障害者更生相談センター-書庫	備考欄に「可動書庫(手動)を設置する」とありますが、建設・解体業務の中で整備するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	要求水準書(案)別紙10	P3	庁舎機能-健康福祉局-福祉部-障害者更生相談センター-聴力検査室	「既設聴力検査ユニットを移設すること」とありますが、建設・解体業務の中で移設するということでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案)別紙10	P4	庁舎機能-施設全体共用諸室-ATMコーナー	面積が適宜になっていますが、基本計画で示されている60㎡に縛られないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
193	要求水準書(案)別紙10	P4	庁舎機能-施設全体共用諸室-コンビニ	面積が適宜になっていますが、基本計画で示されている150㎡に縛られないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書(案)別紙10	P4	庁舎機能-施設全体共用諸室-その他	SPC事務室は施設全体共用諸室のその他として計画することは可能でしょうか。また、SPC事務室に関しましては使用貸借にて利用させて頂けますでしょうか。	施設全体の管理を行うための事務室は施設全体共用諸室のその他として計画することは可能です。ただし、SPCの本社を施設内に設置することはできません。なお、指定管理に係る事務室は各機能の共用スペースに含まれます。 施設全体の管理を行うための事務室は無償で使用することができます。
195	要求水準書(案)別紙10	P5	図書館機能-新大宮図書館-執務関係-事務スペース	備考欄に「(仮称)ふれあいスペースの執務スペースを含む」とありますが、新大宮図書館と(仮称)ふれあいスペースの運営を別企業で担当する場合には、(仮称)ふれあいスペースの執務スペースは別途設置することは許容されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	要求水準書(案)別紙10	P5	交流機能-(仮称)ふれあいスペース-スタディールーム、ワーキングルーム	(仮称)ふれあいスペースのスタディールームやワーキングルームは「図書館エリアと同一フロア」との記載がございますが、図書館が複数階に跨る場合には、その何れかの諸室と同一フロアであれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案) 別紙1～13に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
197	要求水準書(案)(設計・建設)	別紙10	諸室諸元表(案)	諸室諸元表については下記の事項等を詳細にお示しください。 ① 仕上の程度とランク(床、壁、天井等に分けていただき、遮音の程度等) ② 発電機回路電源の有無、特殊な電気設備の項目 ③ 個別空調等の有無(災害時の職員宿泊のため)、特殊空調設備の設置が必要な室の明示と項目の指示 ④ セキュリティランクの明示(電気錠設置の有無:金庫等) ⑤ 各種設備と条件(温湿度条件、空調負荷条件、照度条件、コンセント、TV、弱電機器等の有無、給排水の有無等)	ご意見として承ります。
198	要求水準書(案)(設計・建設)	別紙10	諸室諸元表(案)	『カフェ・コンビニエンスストア』の内装工事及び電気・空調などの建築設備工事については、施設整備費に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	独立採算制のため施設整備費には含みません。ただし、建築設備のうち一次側設備までは施設整備費に含むものとします。また客席部分等について、他のスペースと一体的に設ける場合(提案による)は内装工事及び建築設備工事とも施設整備費に含むものとします。
199	要求水準書(案)(設計・建設)	別紙10	諸室諸元表(案)	現地見学会において、大宮区役所の1階に金庫室が2箇所見受けられましたが、新庁舎には必要ありませんでしょうか？	10月9日(予定)に回答いたします。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
200	要求水準書(案)(維持管理・運営)		その他	維持管理計画策定にあたりご教授いただきたいのですが、庁舎エリアのうち、点検・清掃等を実施するための入室時間に制限がある諸室についてご教授ください。	執務室内及び図書館の開架スペースについては、開庁または開館時間内の入室は不可とします。
201	要求水準書(案)(維持管理・運営)		その他	構内交換設備の設置について、事業者の負担となっておりますが、維持管理運営期間中発生する、「貴市に備すべき理由によるレイアウト変更や、システム内容の変更にもなう設定変更等」で対応費用が発生するものについては、「添付資料1 想定されるリスクと責任分担」の維持管理の計画変更に該当し、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	要求水準書(案)(維持管理・運営)		その他	AED設置を提案する場合のリース契約は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	AEDは本市がリース契約を行い設置します。要求水準書(案)(維持管理・運営)の第3-6-(3)-ウ-a.急病等への対応を変更します。
203	要求水準書(案)(維持管理・運営)		その他	貴市が直接実施する予定のリース契約はありますか。その場合の契約は貴市がリース会社と直接契約をするという理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.202の回答のとおりです。
204	要求水準書(案)(維持管理・運営)	0	別紙25	「展示スペース」「スタディールーム/ワーキングルーム」「ワークショッブルーム」の目的欄に、現大宮図書館に設置されている「展示ホール」「自由読書室・青少年室」「会議室」の利用率が高い旨、記載されております。それぞれの具体的な利用率について、過去3年分をご教示頂けますでしょうか。	付属資料1のとおりです。なお、文化施設の利用統計については、さいたま市図書館ホームページにおいて公開している図書館要覧の各年度をご参照ください(該当アドレス: http://www.lib.city.saitama.jp/guide/plan_report/)
205	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P05	第1-3	月報及び半期報告書の提出期限につき、翌月10日までとありますが、当該日が土日又は祝日にあたる場合は、翌開庁日の提出等の配慮をいただけますでしょうか。	翌開庁日とします。
206	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P05	第1-5-(1)	指定管理者として指定されるのはSPCであると想定しますが、その場合、(仮称)ふれあいスペースの運営企業がイベント収入をSPCでなく直接自己の収入にすることは認められるとの理解でよろしいでしょうか。SPCの口座で管理するとSPCの事務処理が増えるため、運営企業が専用口座を設けて管理している例がありますので確認させて下さい。	質問番号No.4の回答のとおりです。
207	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-5-(2)	「管理物件を供用開始時点の状態に回復し」とありますが、新品状態に戻すことは現実的ではないように思われます。ここでいう状態とは、「支障なく機能している状態」との理解よろしいでしょうか。	質問番号No.13の回答のとおりです。
208	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-5-(2)	「市が認めた場合には、管理物件の回復を行わず」とありますが、どのような場合に認められるのでしょうか。事業範囲外である中規模修繕の対象箇所である以外にも想定されている事由がありましたら、入札金額にも影響する可能性がありますのでご教示下さい。	業務を担当する企業が、引き続き指定管理業務をおこなうこととなった場合が、想定されますが、詳細は本市との協議によります。
209	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-5-(2)	「指定管理期間」と「指定期間」という語句がありますが、いずれも実施方針3ページに記載の「維持管理業務及び運営業務の対象期間 平成31年5月～平成51年3月」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(1)	維持管理業務総括責任者、業務責任者、電気責任者、機械責任者、常時維持管理員、建築物環境衛生管理者は条件を満たしていれば兼務可能という認識でよろしいでしょうか。	本回答の付属資料2維持管理業務及び運営業務における業務実施体制(兼務)の考え方を参照ください。
211	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(1)	(仮称)ふれあいスペースの業務責任者について記載がありませんが、設置不要という理解でよろしいでしょうか。別紙14にも記載がありませんので念のため確認させて下さい。	質問番号No.210の回答のとおりです。
212	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(1)	カフェ及びコンビニの「業務責任者」を1名定めとありますが、カフェとコンビニの運営会社が異なる場合は、カフェとコンビニの「業務責任者」を分け、それぞれの「業務責任者」を選任することは可能でしょうか。	質問番号No.210の回答のとおりです。
213	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(1)	法令上選任が必要な資格について、BTO方式に拠ると、以下の資格は貴市にて選任されるという理解でありますが、よろしいでしょうか。 ・統括防火管理者 ・庁舎部分の防火管理者 ・廃棄物管理責任者(PCB含む) ・エネルギー関連資格	ご理解のとおりです。
214	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(3)	「常駐体制は24時間体制とし、夜間及び閉館時も常時維持管理員を1名以上配置」とありますが、食事や仮眠などで席を外すことなく、常時1ポスト以上を配置するとの解釈で宜しいでしょうか。	常駐維持管理員は夜間の常駐を求めないこととします。但し、非常時には速やかな対応が可能な体制としてください。
215	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(3)	常駐維持管理員は、夜間及び閉館時は警備員と兼務できるものとあります。一方P18.9警備業務(2)ウには本施設の定位置(管理・警備室)に1名以上の警備員が常駐することが求められております。この解釈は両方のスキルを持つ者1名が、常駐維持管理員と警備員を同時にいなければならないということでしょうか。それとも常駐維持管理員1名、警備員1名を別々に配置するが、それぞれの役割を兼務してもよいということでしょうか。	質問番号No.214の回答のとおりです。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
216	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06	第1-6-(3)	常時維持管理員について1名以上配置とありますが、休憩時は不在としても構わないのでしょうか。	休憩時は交代要員を配置してください。
217	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P06、P19	第1-6-(3)、第2-9-(2)ウ	「・常駐維持監視員は、夜間及び閉館時は警備員と兼務できるものとする。」「・本施設の定位置(管理・警備室)に1名以上の警備員が常駐し、次の業務を行う。なお定位置業務にあたるものは、同業務にあたる時間中は巡回業務を兼務してはならない。」との記載がありますが、「夜間及び閉館時」に、「故障、災害時等の非常対応」が発生した場合、「定位置業務」にあたる「常駐維持監視員(警備員兼務)」が「非常対応」のため席を離れても良いとの認識でよろしいでしょうか。	質問番号No.214及び質問番号No.216の回答のとおりです。
218	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07【図表1】	第1-6-(1)	清掃業務の作業時間、勤務時間については、指定がないものと考えてよろしいのでしょうか。	質問番号No.200の回答のとおりです。
219	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07【図表1】	第1-7	新大宮図書館の閉庁・閉館日が「特別整理期間」と記載されていますが、具体的にどのような期間が閉館日となるのでしょうか。また、現在の大宮図書館の閉館日と利用者数をご教示いただけないでしょうか。	毎年全館で実施する蔵書点検(3日～5日程度)が特別整理期間にあたります。 大宮図書館の開館日や来館者数などの統計については、さいたま市図書館ホームページにおいて公開している図書館要覧の各年度をご参照ください(該当アドレス: http://www.lib.city.saitama.jp/guide/plan_report/)
220	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07【図表1】	第1-7	カフェとコンビニがひとくくりにされていますが、営業時間が別々で良いという理解でよろしいのでしょうか。コンビニは24時間営業の可能性がります。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07【図表1】	第1-7	(仮称)ふれあいスペースと駐車場の閉庁・閉館日が無しとなっていますが、365日開館という意味なのでしょうか。定期点検等で使用できない場合は貴市と協議のうえ閉館にすることも可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-7	カフェ及びコンビニの運営は、「開庁・開館時間よりも短縮して行うことは不可」とありますが、図表1では、運営・営業時間は、「事業者の提案による」とあります。これは、カフェ及びコンビニの運営時間に関しては、必須の営業時間帯はないとの理解でよろしいでしょうか。	カフェは8:30～20:00、コンビニは8:30～21:30の営業時間を必須とし、その前後の時間は事業者の提案とします。
223	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-8-(1)	・事業者が維持管理業務及び運営業務の為に用意する消耗品の費用は、事業者の負担とする。消耗品とは、設備機器の定期交換部品、フィルター、電池、管球、文具用品、コピー用紙等をいう。 ⇒① 用意する消耗品は、区役所の建物全体で使用するものか？ ⇒② 昨年度の電池、文具用品、コピー用紙の金額は、いくらか？ ⇒③ コピー用紙等の等、何を想定しているのか？昨年度のその金額は、いくらか？	①庁舎機能で使用する文具用品・事務用品(コピー用紙)を除き、事業者の負担となります。 ②現大宮図書館の平成26年度の購入実績は、一般事務用品(電池を含む)10万1千円、紙代3万6千円です。 ③例示したもの以外の消耗品を想定しています。
224	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-8-(1)	トイレトーパーや水石鹸の衛生消耗品の負担を事業者としますが、現在の使用実績をご教示いただけますでしょうか。	下記の消耗品を除き、大宮区役所の消耗品の調達は業務委託費に含まれているため、公表いたしません。 平成26年度の蛍光管購入実績 ・蛍光管(FLR40W) 300本 ・蛍光管(FHF32W) 200本 大宮図書館の平成26年度(蛍光管は平成25年度)の消耗品実績は次のとおりです。 ・トイレトーパー 48個入り 31ケース。 ・水石鹸 18キロ2缶 ・尿石落とし液 1リットル ・蛍光管(40W) 140本 ・蛍光管(16W) 10本 ・蛍光管(20W) 40本
225	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-8-(1)	業務遂行にかかる通信費の負担は事業者となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-8-(1)	維持管理上必要な備品(中央監視室・警備室・清掃員控室(机・椅子・ロッカー)、施設備品(傘立て、ゴミ箱、サインスタンド、汚物入れ、雨用マット等))について、設置者(費用負担)、所有区分等をご教示いただけますでしょうか。	業務上必要な備品等については、事業者負担で設置し、所有区分は市となります。
227	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-8-(1)	事業者が維持管理業務及び運営業務のために用意する消耗品の費用は、事業者の負担とする。消耗品の中に、コピー用紙、トイレトーパー等とありますが、見積条件についてご教示願います。当該消耗品の使用対象者は、当該施設の全利用者(職員、来庁者、SPC事業者等)という理解でよろしいでしょうか。	当該施設の全利用者が対象となりますが、事務用品(文具、コピー用紙等)については、運営業務のため必要な部分のみとなります。
228	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P07	第1-8-(1)	消耗品の負担について、変動が大きい要素であると考えられるため、現庁舎及び図書館での実績をご教示ください。 ・設備機器の定期交換部品 / フィルター / 電池 / 管球 / 文具用品 / コピー用紙等 ・衛生消耗品(トイレトーパー、水石鹸、ゴミ袋等)	質問番号No.224の回答のとおりです。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
242	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P11	第2-1-(7)-イ	ここでいう劣化診断の概念についてお考えをご教示下さい(特殊建築物等定期調査とは異なる、事業者で行うものではなく第三者に委託する、特定の部位に限るなど)。また最低6年ごととされた理由があればご教示下さい。	10月9日(予定)に回答いたします。
243	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12	第2-1-(8)-中規模修繕	中規模修繕の定義として「外部開口部の調整(シーリング共)」とありますが、具体的にどの様な部位のどの様な修繕を想定されていますでしょうか。また、「シーリング共」には外壁目地シーリングも含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
244	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12	第2-1-(8)-中規模修繕	中規模修繕に定義される機器には中央監視設備、自動制御設備が含まれていませんが、これらの機器の更新も中規模修繕に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
245	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12	第2-1-(8)-中規模修繕	中規模修繕には「機器の更新」とありますので、機器の台数には関係なく単機の更新の場合であっても、中規模修繕に該当するものとの理解でよろしいでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
246	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12	第2-1-(8)-中規模修繕	・「中規模修繕」の定義は修繕更新の項目を示すものであり、中規模と称するような規模の概念はなく、項目に示す全ての工事と考えてよろしいでしょうか。 例えば、外壁の洗浄、再塗装等、外部鉄部の再塗装、フローリングブロックの研磨及び塗装、壁塗装の再塗装は多少に関係なく修繕、更新業務の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
247	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12	第2-1-(8)	「維持管理業務に関する用語の定義」について、「修繕」における「劣化した部分～回復させる」及び「更新」における「劣化した部位～取り替えること」と「中規模修繕」における「経年により～機能を回復させること」の違いをお示しください。	10月9日(予定)に回答いたします。
248	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12	第2-1-(8)	修繕の定義に「劣化した部分若しくは部材(を初期の水準まで回復させる)」とある一方で、中規模修繕の複数箇所に「老朽化の著しい箇所(の修繕・更新)」とあります。劣化した部分を修繕することで著しい老朽化は発生しないのではないかと思われませんが、機能上支障のない範囲であれば劣化は許容される(修繕の必要はない)と理解してよろしいでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
249	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P12、P20	第2-1-(8)、第2-10-(1)	中規模修繕の定義にある修繕・更新等については、これで全てなのでしょうか、又は例示なのでしょうか。また、躯体について対象外になっていますが、中規模修繕に含まないということは、躯体の修繕・更新は修繕・更新業務に含まれるのでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
250	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P14	第2-3-(2)	建築設備保守管理業務の要求水準のうち、「運転監視を行う電気責任者は、電気事業法に定める第3種電気主任技術者以上」「機械責任者は労働安全衛生法に定めるボイラー1級以上の資格免許を有すること」とありますが当該資格の「選任」については、法令に基づいていれば、必ずしも常駐者でなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	開庁期間、開庁時間は常駐としてください。夜間に関しては非常時の連絡体制を整える等の対応をして頂ければ常駐の限りではありません。 なお、「機械責任者は労働安全衛生法に定めるボイラー1級以上の資格免許を有すること」は、「運転監視を行う機械責任者は、機械設備機器の稼働に関して必要な資格を有すること」に読み替えてもかまいません。
251	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)	ウ. 駐車場の運用に関する事項のうち、駐車場の運営業務(利用料の設定、広告、宣伝、売上管理等)は本事業の範囲外という理解でよろしいでしょうか。また、現庁舎及び現図書館での駐車場の稼働率を参考にご提示いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。 利用実績については、質問番号No.229のとおりです。
252	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ア	現状の搬出入車両の台数、車種、時間帯、頻度、待機方法やピーク時の状況についてご教示いただけますでしょうか。	利用実績については、質問番号No.229のとおりです。 車種、時間帯、頻度、待機方法やピーク時の状況については、その時の状況により異なりますので、公表できません。
253	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	駐車場の使用料の徴収及び管理の代行と記載がありますが、回収した駐車料金は貴市の収入との理解でよろしいでしょうか。また、回収した使用料を貴市に納付する場合、具体的にどのような方法で、どの程度の頻度で納付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 回収した使用料の納入方法については、落札者決定後の協議によります。
254	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	駐車場内の放置自動車について撤去する際は、貴市にて撤去等ご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また自転車も同様に貴市にて撤去等ご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.58の回答とおりです。
255	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	貴市で現在想定されている駐車場、駐輪場の料金設定(金額、1日単位、時間単位等)をご教示いただけますでしょうか。	駐輪場については無料です。駐車場の使用料は本市の他施設の状況を参考に今後決定していきます。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
256	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	事業者が回収した駐車場使用料の貴市への納入方法について、想定されていることがございましたらご教示下さい。	質問番号No.253の回答のとおりです。
257	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	「駐車場の使用料の徴収及び管理の代行を想定して管理を計画すること。」とありますが、「～想定して管理を計画すること～」とは将来的に追加予算を確保して事業者の業務範囲に加える可能性を示すものであり、提案時は業務範囲に見込む必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.253の回答のとおりです。
258	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	コンビニエンスストアの利用者も駐車場を利用可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
259	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P15	第2-4-(3)-ウ	施設全体の地下駐車場とは別にコンビニエンスストア専用の無料駐車場を、整備することは可能でしょうか。	コンビニ専用の駐車場を整備することは想定しておりません。
260	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P16	第2-4-(3)-ウ	満車等の周辺道路の渋滞を招かないよう適切に対応することと記載がありますが、車両の通行整理とは駐車場内(敷地内)での車両の誘導・整理を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P16	第2-4-(3)-エ	駐車場の使用料の徴収及び管理の代行についての記載がないが ⇒① 駐車場の使用料は無料か？ ⇒② 駐輪場に機械設備は設置不要か？ ・業務時間外は駐輪できないように適切に対応すること ⇒③ 駐車している自転車の取り出しも禁止か？	①ご理解のとおりです。 ②提案を求めます。 ③放置車両の撤去については、質問番号No.58の回答とおりです。業務時間外の所有者による取り出しは、原則不可とします。
262	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P17	第2-6	植栽管理業務について、プランターの設置を提案する場合のリース契約は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P17	第2-7	清掃業務について、施設的美観を維持するためのマット等の設置を提案する場合のリース契約は事業者の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P17	第1-7-(1)	(仮称)ふれあいスペースの各諸室清掃にあたり、利用の合間(施設利用者が異なる場合)に清掃を実施する必要はあるのでしょうか。	利用状況を踏まえ合間の清掃を適宜実施してください
265	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P17	第2-7-(2)	特別清掃とは具体的にどのような清掃を想定していますでしょうか。ご教示いただけますでしょうか。	日常清掃、定期清掃ではできない大規模な清掃を想定しています。
266	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P18	第2-8-(2)	「ごみ処理を適切に実施すること」とは、事業者がごみの回収、分別を適切に実施することであり、庁舎、図書館、(仮称)ふれあいスペースの廃棄物(産業廃棄物および一般廃棄物)の排出事業者は基本的に市であり、処理費用も市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。(リーススペース等を利用してのイベント時のごみを含む。ただし、カフェ及びコンビニ、自動販売機運営業務に係るごみを除く)	図書館及び(仮称)ふれあいスペース運営業務は事業者の業務範囲であり、排出事業者はSPCと理解しています。よって事業者負担をお願いします。事業者の運営範囲以外から排出される廃棄物については市が処理します。
267	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P18	第2-8	環境衛生管理業務について、「ごみ処理を適切に実施すること」とありますが、廃棄物の処理契約は、貴市と廃棄物事業者が直接契約されるという理解でよろしいでしょうか。(指定管理者業務及び独立採算業務を除く)。	質問No.266の回答のとおりです。
268	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P18	第2-8-(2)	ごみ処理にかかる費用は貴市負担でよろしいでしょうか。また、廃棄物管理責任者の選任が必要となった場合は貴市からの選任して頂けるのでしょうか。	質問No.266の回答のとおりです。
269	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P18	第2-9	警備業務について、入退出システムの活用を提案した場合、貴市の指示による追加または紛失によるカード再発行等の費用負担については貴市負担という認識でよろしいでしょうか。	事業者負担となります。 追加、紛失、破損を見込んだ提案をしてください。
270	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P18	第2-9-(1)	警備業務は記載のある「夜間および休庁・休館日において」のみ実施すればよろしいのでしょうか。 その場合、「イ 警備方法」に記載のある「通常時」と「時間外」はそれぞれ何時から何時までを指すのでしょうか。 また「ウ 定位置業務」に記載のある「常駐」とは何時から何時までを指すのでしょうか。	24時間、年間を通じての実施をお願いします。よって「通常時」も対象とします。 「通常時」とは、本施設(カフェ、コンビニを除く)の開庁・開館時間であり、要求水準書(案)(維持管理・運営)7頁「第1-7」に示す時間となります。但し、新大宮図書館、(仮称)ふれあいスペースの開館時間を提案により延長する場合は提案の時間帯とします。 「時間外」とは、「通常時」以外の時間帯とします。 「定位置業務における常駐」は24時間、年間を通じての常駐をお願いします。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
271	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P18	第2-9-(1)	「夜間および休庁・休館日において、本施設への不審者の侵入等に関する警戒を行うため、本施設(外構施設を含む)及び本事業敷地内に関し、施設管理上で必要な警備業務を実施すること」とありますが、第2-9-(2)イには、「警備方法は、通常時は人的警備を基本とし、時間外及び休庁・休館日については人的警備と機械警備の組合せによるものとする。」とあります。PFI事業の業務範囲は、通常時は含まれず、夜間及び休庁・休館日のみとの理解でよろしいでしょうか。また、通常時の警備は市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.270の回答のとおりです。
272	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P19	第2-9-(2)エ 巡回業務	・警備員による定期的な巡回を基本とし、監視カメラ等による監視を補完的に実施することも可能とする。 ⇒① 想定する巡回回数は、あるか?	巡回回数の想定はしておりません。
273	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	中規模修繕を除く全ての修繕、更新とありますが、第2.1.(8)に示す「中規模修繕」の定義は「経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させること」とあります。 「○外部仕上げ」以下はその例示であり、用語の定義通り「経年により通常発生する損耗、機能低下に対する復旧措置、機能回復」は、「修繕、更新業務」の対象外との理解でよろしいでしょうか。	10月9日(予定)に回答いたします。
274	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	・中規模修繕の項目において「やむを得ず事業期間中に修繕・更新が必要となる事態が生じた場合は市と協議すること」とありますが、費用については市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	・第2.1.(8)に示す用語の定義の中規模修繕には「躯体→対象外」とあります。したがって、躯体は修繕の対象との理解でよろしいでしょうか。	質問No.249のとおりです。
276	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	・修繕、更新業務の対象は本施設の建築物、建築設備、外構施設とありますが、要求水準書(案)(設計・建設)P23 キ 構内交換設備で示されるPBXはリース方式であるため、修繕、更新業務の対象ではない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
277	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	「中規模修繕を除くすべての修繕、更新をいう」とありますが、実施方針添付資料1の「想定されるリスクと責任分担」にある不可抗力、施設損傷のうち「市の責に帰すべき事由による施設の損傷」、「第三者(利用者)の過失など市・事業者のいずれの責に帰すべからざる事由による施設の損傷に関するもの」は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	「～中規模修繕の項目において、やむを得ず事業期間中に修繕・更新が必要となる事態が生じた場合は市と協議すること。」とありますが、12ページ・図表2で示されている中規模修繕は事業範囲外であり、市が本事業とは別に適時・適切に行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(1)	「中規模修繕の項目において、やむを得ず事業期間中に修繕・更新が必要となる事態が生じた場合は市と協議」との記載がございますが、事業者の責に帰すべき事由によらない場合には貴市が負担するとの認識でよろしいでしょうか。中規模修繕は事業範囲外であり、事業者では負担し兼ねますが、協議内容を具体的にご教示下さい。	質問番号No.278の回答のとおりです。
280	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(2)	・修繕計画書の作成は本施設の建築物、建築設備、外構施設に関し施設が正常に機能するように作成するものであり、その作成方法(修繕項目・修繕周期等)は事業者の提案に基づくものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
281	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(3)ア	当該事業年度の修繕計画書の貴市への提出時期についてご教示下さい。	毎年度の業務計画書とともに、当該事業年度が開始される2カ月前までに提出してください。
282	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(3)エ	履歴として記録する修繕は、経常的修繕以外の事業者が実施する修繕・更新業務と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(3)エ	「修繕内容を完成図面等に反映させ、常に最新の設備等の状態がわかるよう電子情報及び図面等を整備すること」とあります。修繕内容を電子情報として保存することは可能ですが、修繕の都度完成図面を修正することは非常に煩雑になります。よって事業終了時に一括で完成図面の修正を行い、貴市に引渡すこととしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業期間中に実施した修繕内容は電子情報として保存し、事業終了時に修正箇所の判別が可能な状態で図面に反映してください。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
284	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P20	第2-10-(3)-エ	市が実施される中規模修繕の「施設台帳及び完成図面等への反映」はPFI事業の範囲外であるとの理解です。中期補修の「施設台帳及び完成図面等への反映」は市にて確実に実施して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P21	第2-10-(3)-カ	・事業期間終了時の要求水準として、施設の全てが初期の性能及び機能を発揮するとありますが、経年による劣化は許容されることを踏まえれば、P20-10-(1)の修繕、更新業務の内容に示されている通り、施設が正常に機能する状態と考えてよろしいでしょうか。	質問番号No.13の回答のとおりです。
286	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P21	第2-10-(3)-カ	「経年による劣化は許容する」とありますが、多数が利用する部位(床材など)については摩耗や汚れは避けられず、更新の必要性の有無はご担当者様の主観的な判断になる可能性があります。より正確な修繕計画を作成するために客観的な判断基準をお示し頂きたくよろしくお願いいたします。	質問番号No.13の回答のとおりです。
287	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P22	第3-1-(2)	運営業務が、「指定管理業務」と「指定管理ではない業務」に分かれておりますが、業務ごとに、指定管理業務とした理由及び指定管理としなかった理由をご教示ください。	公の施設である新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に係る業務は「指定管理業務」とし、公の施設ではない庁舎内に設けられる総合案内及びカフェ、コンビニ、自動販売機の運営に係る業務は「指定管理でない業務」としています。
288	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P22	第3-1-(2)	「新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの運営に必要な什器備品調達・設置業務」とありますが、現大宮図書館から移転する什器備品はないとの理解で宜しいでしょうか。もし、移転を予定している什器備品がある場合には、什器備品リストをご提示ください。	図書館から移転する備品は、要求水準書(案)(維持管理・運営)24頁「第3-4-(2)-ア 市が引渡す備品等の設置」に示すマイクロフィルムのみとなります。
289	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P22	第3-1-(3)	区役所の入居スペースごとの検針、請求業務は維持管理業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	独立採算部分(カフェ、コンビニ、自動販売機)の電気、電話、水道等の検針を指すのであれば、ご理解のとおりです。
290	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P22	第3-1-(3)	「カフェ及びコンビニ、自動販売機運営業務での什器備品の設置については、本施設の完了検査終了後から開始することができる」とあります。また、第3-9-(3)-エには、「カフェ及びコンビニ運営業務に必要なとなる厨房設備、調理器具、什器備品等については事業者の負担において設置、維持管理を行い、事業期間終了後は撤去すること」とあります。厨房設備の設置工事の実施可能時期をご教示ください。厨房設備、調理器具等の設置で工事を伴うものは、本施設の完了検査終了前に実施可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P22	第3-1-(4)	「情報公開に努めること」とありますが、ここでいう情報とはどのような内容を指すのでしょうか。	(仮称)ふれあいスペースの利用状況、施設利用者から寄せられた意見、要望、苦情等とそれに対する対応状況などを想定しています。
292	要求水準(案)(維持管理・運営)	P23	第3-2-(2)-ア	「現大宮図書館の【別紙16移動対象図書資料等】に示す図書資料を現大宮図書館の閉館後から本施設の市への引き渡し完了するまでの時期までに、ICタグを貼付のうえ梱包し、搬出の準備を行う。」とありますが、搬出の準備作業の可能期間の確認のため、現大宮図書館が閉館する日が決まっておりますら、その予定日をご教示ください。	入札公告時に明らかにします
293	要求水準(案)(維持管理・運営)	P23	第3-2-(2)-ア	「現大宮図書館の【別紙16移動対象図書資料等】に示す図書資料を現大宮図書館の閉館後から本施設の市への引き渡し完了するまでの時期までに、ICタグを貼付のうえ梱包し、搬出の準備を行う。」とありますが、現大宮図書館の閉館後、ICタグの添付等の搬出準備にかかり事業者は同図書館を無償で利用できるとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、事業者は電気、水道その他についても無償で利用できるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に明らかにします
294	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P23	第3-2-(2)	「本施設の供用開始日の10日までに完了すること」とありますが、供用開始日が5月10日ということでしょうか。もしくは「10日前までに」の誤りでしょうか。	「10日前までに」に訂正します。
295	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P23	第3-3-(2)	「本施設の供用開始日の10日までに購入のうえ配架し」とありますが、供用開始日が5月10日ということでしょうか。もしくは「10日前までに」の誤りでしょうか。	「10日前までに」に訂正します。
296	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P23	第3-2-(2)	「～現大宮図書館の閉館後から本施設の市への引き渡し完了までの時期までに～」とありますが、現大宮図書館の閉館時期をご教示ください。	質問番号No.292の回答のとおりです。
297	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P24	第3-4-(2)-イ	「事業者が自ら調達し」とありますが、仕様・数量は事業者が判断し決定するとの理解でよろしいでしょうか。また事業者が調達した什器備品の所有権の帰属先は貴市と事業者のどちらになりますでしょうか。	仕様・数量は事業者の判断で決定してください。事業者が調達した什器備品の所有権は市に帰属します。
298	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P25	第3-5-(2)-オ	業務が円滑に履行できる必要な人員を常時配置することとの記載がありますが、現図書館の配置人員についてご教示いただけますでしょうか。	館長を含め常勤換算で18名(再任用職員3名を含む)となっています。さいたま市の各図書館の配置人員については、さいたま市図書館要覧(該当アドレス: http://www.lib.city.saitama.jp/guide/plan_report/pdf/youranH27.2-3.pdf)をご参照ください。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
299	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P26	第3-5-(2)-コ	図書館エリアにおける飲食の可否について貴市のお考えがございましたらご教示下さい。	原則、飲食不可ですが、ペットボトルや水筒など蓋ができ、転倒しても中身がこぼれない作りとなっている容器での水分補給は認めています(アルコールは除く)。
300	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P26	第3-5-(2)-サ	開架書架及び閉架書架への配架について、「翌日」とはいつの時点まで返却された資料について想定されていますでしょうか。	開館時間中に大宮図書館内で返却処理された資料を想定しています
301	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P26	第3-6-(1)	「(仮称)ふれあいスペースは新大宮図書館と一体として運営すること」とありますが、一体とはどのような意味でしょうか。同一企業が運営することを意味するのか、空間的に一体をなすことを意味するのか、またはそれ以外であるのかご教示下さい。また新大宮図書館、(仮称)ふれあいスペースを別々の企業が運営する場合で、プラン上いずれかの諸室を他方の業務に含めた方が効率が良いと判断される場合、お認め頂けますでしょうか。	前段については、同一企業が運営することのみでは一体とはみなしません。空間的な一体性に限らず、双方の施設利用者がイベント等により交流・連携し、賑わいを創出することを意味しています。後段については、いずれかの諸室を他方の業務に含むことは認められませんが、図書館を運営する企業が、ふれあいスペースの業務の全部及び一部を行うこと、あるいはふれあいスペースを運営する企業が図書館業務の全部及び一部を行うことは認められます。
302	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P26	第3-6-(2)-ア	(仮称)ふれあいスペースにおける飲食の可否について貴市のお考えがございましたらご教示下さい。	フリースペースは飲食可とし、展示スペースは飲食不可とします。それ以外の貸出諸室については質問番号No.299の回答のとおりです。
303	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P27	第3-6-(2)-イ	現在、翌日から展示会を開催するという予約ケースで、前日の夕方から夜にかけて設置等準備をしたいという申請があった場合は、夕方の時間帯から翌日の朝までの使用時間も料金を徴収しているのでしょうか。	現在は休館日に設置等準備した場合は料金を徴収しておりませんが、準備使用料については入札公告時に明らかにします。
304	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P27	第3-6-(2)-イ	(仮称)ふれあいスペースの基本とする開館時間が9:00～21:30と示されています。事業者の提案を受け、貴市が承認とありますが、他の施設(図書館等)の開館時間と異なる21:30としている理由をご教示お願い致します。	さいたま市内のコミュニティ施設の開館時間に合わせました。
305	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P27-28	第3-6-(2)(3)	想定利用者の欄に記載の「市民」について、 ・さいたま市在住者に限定した利用なのか ・個人利用のみなのか、団体での利用も可能なのか、 ・予約システムに登録している団体のみ利用なのか、 などを、全ての諸室に関して明確にして頂けますでしょうか。	フリースペースについては、ラウンジの利用となりますので、さいたま市に在住している市民に限らず誰でも利用できる形を想定しています。(ただし、ミーティングスペース部分は利用予約した方のみ) 展示スペースとワークショップスペースについては、類似施設であるさいたま市のコミュニティ施設と同様に、さいたま市に在住している市民のみが利用申請できる形を想定しています。 スタディールームとワーキングルームについては、現大宮図書館の自由読書室・青少年室の機能を引き継いでいることから、さいたま市に在住している市民だけでなく図書館利用者カードを所持している方の利用を想定しています。
306	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P27-28	第3-6-(2)(3)	「ワーキングルーム」に関する受付方法が「本市の予約システム(予定)」と記載されております。現状の予約システムでは、事前に登録された5名以上の団体でないと利用できないようですが、「ワーキングルーム」の利用イメージは個人ではなく団体を想定されているのでしょうか。できましたら、もう少し具体的なイメージ(参考になる施設等)をご教示して頂けますでしょうか。	「ワーキングルーム」は個人の利用となります。具体的には、プラザノースなどのさいたま市のコミュニティ施設における「書斎」をイメージしています。
307	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P27-28	第3-6-(3)	(仮称)ふれあいスペースの運営にあたり、「さいたま市図書館条例」に定められる利用料金設定の上限範囲では難しい部分があると考えます。(仮称)ふれあいスペースに関する新しい条例を定めて頂くことや、それが難しい場合には現行の「さいたま市図書館条例」の変更をして頂くことは可能でしょうか。	(仮称)ふれあいスペースの貸出に係る利用料金については、落札事業者の提案に基づき図書館条例の改正を予定しております。
308	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P28	第3-6-(3)-b	貸出備品については全て貴市所有備品との理解で宜しいでしょうか。また備品貸出料は、施設利用料金と同様に事業者の収入とするとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P28	第3-6-(3)-c	(仮称)ふれあいスペースの受付期間の記載がありますが各スペースの利用開始の初日の受付開始日についてもこの記載に よりますでしょうか。たとえば、展示スペースの受付期間は利用月の12ヶ月前の初日からとなっておりますが、この場合、受付開始日が施設整備期間にあたるため、別途、受付窓口を設け、受付を行う必要が生じるためお聞きしております。またワーキングルーム等の予約システムの整備完了期限にもかかわるためお聞きしております。	入札公告時に明らかにします。
310	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P28	第3-6-(3)-c	ミーティングスペース及び展示スペースの受付方法につき「窓口(電話も可)」とありますが、どのような受付方法を想定されているのか多様に解釈することもできるため、以下①-④のいずれをお考えなのかをご教示ください。なお、以下の項目どれにも当てはまらない場合、どのようなお考えなのかご教示お願い致します。 ①事業者は窓口を設け、対面による受付とするが、事業者は窓口を設けることなく電話で受付することを可とする。 ②事業者は窓口を設け、対面による受付とするが、事業者の提案により電話で受付でもよい。 ③事業者は窓口を設け、対面により受付を行うが、利用者は窓口に行かずに電話で受け付けをすることが可能。 ④事業者は窓口を設け、対面による受付とし、さらに電話での受付を可能としなければならない。	展示スペースについては電話での受付は不可のため、修正いたします。ミーティングスペースは、④を想定しています。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
311	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P29	第3-6-(3)-a-i	「本市による(仮称)ふれあいスペースの利用については、優先的に確保できる」とありますが、どの諸室を指しますでしょうか。また当該諸室が有償対象の場合には貴市が利用料金を負担されると理解してよろしいでしょうか。なお貴市による利用の意向はいつまでに提示されますでしょうか。	本市の優先利用は、展示スペース、ワークショップルーム、フリースペースを想定しています。本市が利用する場合、利用料は負担しません。利用意向が判明次第、速やかに提示します。
312	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P29	第3-6-(3)-i-a	本項で定める年4回以上行いうイベントと(4)の提案事業はいずれもフリースペース等を利用するイベントですが、考え方に違いがあればご教示下さい。	本項で定める年4回以上行いうイベントは参加者からの費用徴収は不可とします。提案事業については、イベント開催にあたって要した実費相当額のみ、参加者からの徴収を可とします。提案事業については、要求事業よりもカジュアルなイベントを想定しております。
313	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P30	第3-6-(3)-i-c	「開庁・開館日の開庁・開館時間内」とありますが、開庁かつ開館を意味するのであれば平日9:00～17:15に限られ、利用者が限定されてしまいます。開庁または開館を意味すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P30	第3-6-(3)-i-a. 急病等への対応	・本施設の利用者、来館者等の急な病気、けが等に対応できるよう、事務室等にAEDを設置すると共に、近隣の医療機関と連携し、緊急時には適切な対応を行うこと。 ⇒①(仮称)ふれあいスペース運営業務の部分の記載であるが、他の事務室は不要か？ ⇒② 事務室等の等は、どこを想定しているのか？ ⇒③ AED機器の購入費用は、区の負担で良いか？ ⇒④ AEDでは、病気、けが等には対応出来ないが、救急箱等の設置は不要か？	質問番号No.202の回答のとおりです。
315	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P30	第3-6-(3)-i-f	事務室等にAEDを設置することと記載がありますが、購入ではなくリースでも可能でしょうか。	質問No.202の回答のとおりです。
316	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P30	第3-6-(3)	「ウその他業務 b.図書館資料の返却ポスト等の対応」として、「ポスト・棚等を設置し、利用者が資料の返却ができる体制を構築すること」とあります。返却ポストは一般的には図書館の運営業務に含まれますが、「(仮称)ふれあいスペース運営業務」に業務として区分されている理由をご教示ください。	雑誌などの図書館資料を(仮称)ふれあいスペースに持ち込んで読書等ができることを想定しているため、図書館閉館後に利用者が図書館資料を返却するポスト・棚等が必要であるため
317	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P30	第3-6-(3)-i-b	「図書館の資料を返却することができるポスト、棚等を設置し」とありますが、新大宮図書館ではなく(仮称)ふれあいスペースに設置する趣旨をご教示下さい。	質問番号No.316の回答のとおりです。
318	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-7-(1)業務の内容	「必要に応じて修繕、更新を行うこと」とありますが、維持管理業務において「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容」されることを踏まえれば、什器備品及び新大宮図書館の電動書庫においても、「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年劣化は許容」されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
319	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(1)業務の内容	「必要に応じて修繕、更新を行うこと」とありますが、維持管理業務において「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容」されることを踏まえれば、案内業務に必要な什器備品においても、「性能及び機能を満足する限りにおいて、経年劣化は許容」されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-7-(1)	新大宮図書館の電動書庫の保守管理が指定管理業務に含まれると読み取れますが、電動書庫の設置は建設・解体業務で対応することから、その修繕、更新を維持管理業務で対応してもよろしいでしょうか。	新大宮図書館の電動書庫の保守管理は指定管理業務とします。
321	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-7-(2)	什器備品に関する動産保険の付保は、必須なのでしょうか。また貴市と協議の上での付保と記載がございますが、この場合の協議内容をご教示頂けますでしょうか。	入札公告時に明らかにします。
322	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(1)	「必要な什器備品を調達・設置し」とありますが、仕様・数量は事業者が判断し決定するとの理解でよろしいでしょうか。また事業者が調達した什器備品の所有権の帰属先は貴市と事業者のどちらになりますでしょうか。	仕様・数量は事業者の判断で決定してください。事業者が調達した什器備品の所有権は市に帰属します。
323	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(2)	新庁舎総合案内業務のうち、「来庁者・見学者への案内」とありますが、この「案内」とは受付での一時的な案内を意味し、施設を見学させるために付き添う等の業務は含まれないという理解でよろしいでしょうか。または、庁舎見学等が頻繁に想定され、そういった来館者への館内案内を行うのでしょうか。	「案内」の意味は、ご理解のとおりです。視察等の館内見学への対応は本市が主体となって行います。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
324	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(2)	新庁舎総合案内業務のうち、電話受付、電話交換業務は含まれておりませんが、業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(2)	新庁舎総合案内業務のうち、メール便等の仕分け業務は含まれておりませんが、業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(2)	新庁舎総合案内業務のうち、窓口対応に必要な什器備品は適宜調達設置することありますが、事業期間終了後は撤去するという理解でよろしいでしょうか。	事業期間終了後に撤去する必要はありません。なお、什器備品の所有権は市にあります。
327	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P31	第3-8-(1)	「本施設の開館時」とは、P7の図表1でいう新大宮図書館及び(仮称)ふれあいスペースの開館時間である9:00～21:30との理解でよろしいでしょうか。	区役所機能の開庁時間である、8:30～17:15とします。
328	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P32	第3-9-(1)	カフェの規模について事業者の提案によるとの記載がありますが、別紙10の諸室諸元表に200㎡程度とされています。この±3%を超えた規模を提案しても要求水準違反にはならないと理解してよろしいでしょうか。その場合、増減された面積は交流機能合計1,600㎡から増減してもよろしいでしょうか。	質問番号No.179の回答のとおりです。
329	要求水準(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-ウ	「本市の施策や事業に寄与するものと認められる業務を行う場合は、(行政財産使用料の)減額措置を講じる。」とありますが、本市の施策や事業に寄与する業務を選定する指針等はございますでしょうか。無い場合は、選定がどのような基準に基づき、どのような方法で、いつ決定されるのかご教示ください。	カフェ運営業務に供する床の貸付料については、客席部分は貸付料を全額免除することとします。なお、10%から20%の減額措置についてはカフェ・コンビニとも、「なし」と訂正します。
330	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3/9/(3)/ウ	「本市の施策や事業に寄与するものと認められる業務を行う場合は減免措置を講ずる」とありますが、具体的にはどういった類の事業を指すのか、お示しいただけますか。	質問番号No.329のとおりです。
331	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-エ	事業期間終了後に撤去するものは、厨房設備等の他に、カフェ及びコンビニの内装、建築設備も含まれるのでしょうか。(スケルトン復旧)また、撤去は事業期間終了後いつまでに完了する必要がありますでしょうか。	事業期間終了後に撤去するものについては、ご理解のとおりです。撤去時期については、「事業期間終了までに」に訂正します。
332	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)	カフェ・コンビニの行政財産の貸付については、事業採算上、非常に困難なことが想定されます。貸付料については無償または減額などの措置をご検討していただく事は可能でしょうか。	質問番号No.329のとおりです。
333	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)	(仮称)ふれあいスペースの面積1,600㎡のうち、カフェ部分も含まれておりますが、行政財産使用料の対象は厨房のみという理解でよろしいでしょうか。	質問番号No.329のとおりです。
334	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)	「カフェ及びコンビニ、自動販売機運営業務については独立採算を前提とする」とありますが、カフェ及びコンビニの部分の建築物の保全や建築設備(消防用設備や空調設備等)の保全費用は、維持管理業務に係る対価に含めても宜しいでしょうか。	カフェ、コンビニ部分については、本体工事に含むものは一次側設備(電気の分電盤、給水バルブ等)までであり、その他の建築物の保全や建築設備(消防用設備や空調設備等)の保全費用は、維持管理業務に係る対価に含めても宜しいです。本体工事以外の部分の維持管理は独立採算にてお願いします。
335	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)	行政財産の貸付について、「本市の施策や事業に寄与するものと認められる業務を行う場合は減額措置を講じる(10%～20%)」とありますが、現時点で減額措置を講じると想定されると判断されるための基準があればお示し下さい。また、どの時点で、減額措置を受けられるか否か、減額率がどの程度になるかの判断基準を示されるご予定でしょうか。	質問番号No.329のとおりです。
336	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)	行政財産の貸付について、基本計画上の収容人員及び利用者数想定を鑑みると集客の面から独立採算は非常に困難と想定されます。ご指定の貸付料について免除またはご指定以上の減額について検討していただくことは可能でしょうか。	質問番号No.329のとおりです。
337	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-6-(3)-ウ	カフェ及びコンビニに係る貸付料において貴市の施策や事業に寄与するものと認められる業務を行う場合は減額措置を講じる記載がありますが、具体的にどのような業務が貴市の施策や事業に寄与するものと認められるのでしょうか。	質問番号No.329のとおりです。
338	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-ウ	カフェ及びコンビニに係る床の貸付料はどの時点から発生しますでしょうか。自動販売機と異なり、内装工事・開業準備期間は売上をたらさないため、開業日を起算日として頂けると助かります。	開業日を起算日とします。
339	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-ウ	床の貸付料について、平成27年8月時点の基準である3,500円/㎡とは年額でしょうか。また「本市の施策や事業に寄与するものと認められる業務を行う場合は減額措置を講じる」とありますが、具体的にどのような内容がこれに認められるのかご教示願います。	貸付料については、月額となります。後段については質問番号No.329のとおりです。

要求水準書(案)(維持管理・運営)に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
340	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-ウ	カフェの運営業務に供する床(厨房、一体として整備するトイレ、事務所、更衣室、食品庫など業務の遂行に必要なものを含む)について、行政財産の貸付料は有償ですが、客席部分についても、有償であるという理解でしょうか。	質問番号No.329のとおりです。
341	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-ウ	要求水準書(案)(設計・建設)P33 5-4-(4)イにおいて、「隣接する屋外部分にカフェの席を設けることも可」との記載がございますが、屋外の客席部分について、行政財産の貸付料や光熱水費は無償であるという理解でよろしいでしょうか。	貸付料については、質問番号No.329の回答のとおりです。 光熱水費については、屋外の客席部分での使用を目的とする設備部分については、有償となります。
342	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)	「カフェ及びコンビニ、自動販売機運営業務に供する床(厨房、一体として整備するトイレ、事務所、更衣室、食品庫など業務の遂行に必要なものを含む)については、PFI法に基づく行政財産の貸付を行うもの」とあります。 ①カフェの客席部分は、行政財産の貸付の対象外との理解で宜しいでしょうか。 ②カフェの客席部分の什器備品についても、本体工事に含まれ、独立採算の対象外との理解で宜しいでしょうか。	①質問番号No.329の回答のとおりです。 ②客席部分の什器備品も独立採算の対象となります。
343	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-エ	「カフェ及びコンビニ運営業務に必要となる厨房設備、調理器具、什器備品等については事業者の負担において設置、維持管理を行い、事業期間終了後は撤去すること」とありますが、カフェ及びコンビニの内装工事については本体工事に含まれ、独立採算の中に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	質問番号No.334のとおりです。
344	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P33	第3-9-(3)-エ	「カフェ及びコンビニ運営業務に必要となる厨房設備、調理器具、什器備品等については事業者の負担において設置、維持管理を行い、事業期間終了後は撤去すること」とありますが、事業期間終了時、原状回復の範囲を市にて確認して頂く具体的な時期や方法についてご教示ください。	入札公告時に明らかにします。
345	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P34	第3-9-(4)	・販売メニュー及び販売価格については、事業者の提案に委ねるものとするが、良質なサービスの提供を心がけること。 ⇒① カフェを喫茶店レベルと考えると、食べ物の提供はサンドイッチやスナック程度と考えられるが、食事の提供が主となる店舗も可能か？ ⇒② コンビニのカフェ化が進んでいるが、コンビニのカフェだけで問題ないか？(コンビニのみで、カフェを無くす) ⇒③ コンビニではアルコール類の販売は可であるが、何故カフェでは提供不可か？	①可能です。 ②不可とします。 ③施設内での飲酒は禁止であるため。
346	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P34	第3-9-(4)	「アルコール類の提供は不可とする」とありますが、昨今の公共施設でアルコール類を提供する店舗がありますし、豊島区庁舎内のカフェでもアルコール類を提供しています。よって時間帯によってアルコールを提供できるようにして頂けないでしょうか。	アルコール類の提供は不可とします。
347	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P34	第3-9-(5)	・住民票、印鑑証明等、本市の各種証明取得サービスの取り扱いができること。 ⇒① 証明取得サービスは、コンビニ店員で取り扱いは可能か？ ⇒② 証明取得サービス用の設備の設置は、区の費用で実施して頂けるのか？ ⇒③ 証明取得サービス用の設備の部分の面積の費用は、免除されるのか？	①本市が実施している、コンビニエンスストアによる各種証明取得ができることを要求水準としています。 ②事業者負担となります。 ③免除されません。
348	要求水準書(案)(維持管理・運営)	P34	第3-9-(7)	カフェ及びコンビニ、自動販売機運営業務に関しまして、周辺環境の変化や類似店舗等の新規出店等の事業者の責に帰さない外部要因により、業務の内容を変更することによっても業務の継続が困難となる場合、事業契約において本業務のみの部分解除は可能でしょうか。	協議により、本市が真にやむを得ない事情であると認めた場合に限り可能とします。 詳細は入札公告時に明らかにします。

要求水準書(案) 別紙14～27に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
349	別紙14 維持管理業務及び運営業務に務実体制に係る要求事項	0	0	兼務の可否について、特に記載がない責任者及び担当者については、業務水準を達成していれば、兼務については事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	付属資料2のとおりです。
350	別紙14 維持管理業務及び運営業務に務実体制に係る要求事項	0	0	維持管理業務のうち、「業務責任者は各区分の業務各1」となっておりますが、各区分の業務については、事業者にて提案し、それに対応した要員を配置する、という理解でよろしいでしょうか。	各区分の業務とは、要求水準書(案)(維持管理・運営)10頁「第2-1-(2)業務の区分」に示す業務とご理解ください。
351	要求水準書(案)別紙14	別紙14	0	統括責任者は維持管理業務総括責任者と兼務することは可能と記載ありますが運営業務総括責任者と兼任することは可能でしょうか。	兼務可能とします。詳細は付属資料2のとおりです。
352	要求水準書(案)別紙14	P1	0	「統括責任者」の兼務について、「統括責任者」は「維持管理業務総括責任者」との兼務可との記載がありますが、「統括責任者」と「運営業務総括責任者」との兼務は不可なのでしょうか。	質問番号No.351の回答のとおりです。
353	要求水準書(案)別紙14	P1	0	「統括責任者」及び「維持管理業務」の兼務について、「統括責任者」及び「常時維持管理員」以外の兼務について記載がありません。記載がない場合は兼務不可なのでしょうか。	質問番号No.351の回答のとおりです。
354	要求水準書(案)別紙14	P1	0	「統括責任者」及び「維持管理業務」の常駐について、「常時維持管理員」及び「警備員」以外の条件に「常駐」の記載がありません。「常時維持管理員」及び「警備員」以外は「常駐」を必ずしも求められないという理解でよろしいでしょうか。	常駐維持監視員は夜間の常駐を求めないこととします。なお、電気責任者及び機械責任者については質問番号No.250の回答のとおりです。
355	要求水準書(案)別紙14	0	0	運営業務責任者、窓口業務統括責任者、サービスカウンター業務責任者、レファレンスカウンター業務責任者、児童カウンター業務責任者はそれぞれの中で兼務可能としてよろしいでしょうか。	兼務可能とします。なお、窓口業務統括責任者の配置は求めないこととします。詳細は付属資料2のとおりです。
356	要求水準書(案)別紙14	0	0	図書館(レファレンス、児童)の業務担当者の条件が「司書有資格者」「図書館業務経験者」とありますが、効率的な業務遂行体制の提案及び長い事業期間における人材育成の観点から、有資格者及び業務経験者の配置数については事業者の提案事項としていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	要求水準書(案)別紙14	0	0	図書館(文学資料室)の業務担当者の条件が「学芸員有資格者」とありますが、効率的な業務遂行体制の提案及び長い事業期間における人材育成の観点から、有資格者の配置数については事業者の提案事項としていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	要求水準書(案)別紙14	0	0	建築物保守管理業務責任者が建築設備保守管理業務責任者及び修繕、更新業務責任者を兼務するなど複数の業務を兼務することは可能でしょうか。また建築設備保守管理業務責任者が電気責任者、機械責任者を兼務することは可能でしょうか。	質問番号No.349の回答のとおりです。
360	要求水準書(案)別紙15	0	第6条(5)	「市が事前に用意した食糧、生活用品、資機材等の備蓄品の保管場所を確保する」とありますが、当該保管場所は大宮区役所共用諸室の拠点備蓄倉庫(別紙10、P1)であり、新大宮図書館内及び(仮称)ふれあいスペース内に設ける必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
361	要求水準書(案)別紙15		第9条	避難者等の受け入れのために必要とする備蓄品等の物資の購入に関する経費は、市が負担すると記載がありますが、庁舎職員及び事業者の備蓄品も貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	庁舎職員用は市、事業者用は事業者の負担とします。
362	要求水準書(案)別紙19	P2	ICゲート	2台と想定されていますが、今回の要求水準書(案)では貸出継続を行っていない図書等の他のスペースへの持ち込みが可能な提案を求められており、2台では不足する可能性があります。この場合、増加分についても貴市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	2台で不足する場合は、事業者負担をお願いします。
363	別紙19	P2	図書館オンラインシステム配置一覧	ICゲート2台ありますが、運営を考慮した上で、ゲートの箇所数や設置位置、有無などは事業者側で提案可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	要求水準書(案)別紙23	1	管理・運営	業務担当者のなかで、それぞれの業務を兼務することは可と理解してよろしいでしょうか。	付属資料2のとおりです。

要求水準書(案) 別紙14～27に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
365	要求水準書(案)別紙23	P3	レファレンスカウンター業務	地域・行政資料業務に「地域資料のデジタル化作業を進めること」とありますが、対象となる資料内容及び点数等をあれば、ご教示ください。	入札公告時に明らかにします。
366	要求水準書(案)(維持管理・運営)別紙25	P27、別紙25	第3-6-(2)	「(仮称)ふれあいスペース」の名称や、諸室構成及び利用形態の表、及び別紙25に記載の「諸室」の名称について、提案内容として入れ込むことは可能でしょうか。(ネーミングライツということではございません)	可能ですが、提案内容が採用されるとは限りません。
367	別紙26 区民共用会議室機能内容一覧	0	0	区民共用会議室の利用方法について、「区民共用会議室は区役所の直営」とありますが、事業者は防災センター等にて予約確認や当日の受付・設営(撤去含む)、鍵の貸出し等についても実施する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	新庁舎総合案内業務として、利用の受付、鍵の受渡し、施設の説明、利用中の対応を行うことを要求水準としています。時間外の鍵の受け渡し等については警備室で行うこととします。

※公表No.359は事業者からの質問取下げにつき欠番とします。

その他に関する質問に対する回答

質問NO.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
368				移転先に隣接する「さいたま市民会館おおみや」にも、(仮称)ふれあいスペースの設置目的に近い「集会室」が備えられております。 (仮称)ふれあいスペースとの差別化についてはどのようにお考えでしょうか。	市民会館おおみやと(仮称)ふれあいスペースの設置目的が近いとは考えていません。市民会館おおみやや文化会館条例に基づき、主に催事のために利用されるものですが、(仮称)ふれあいスペースは図書館条例に基づき、昨今の図書館に対する多様なニーズに対応するため設置するものです。
369	その他			基本情報として、貴市の想定する本計画における在館者(職員数含む)・来館者数をご教示ください。 「基本計画」による数値と同等という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
370	その他			防災備蓄品を設置・更新する必要がある場合、防災備蓄品の管理は貴市、事業者どちらの業務でしょうか。 事業者となる場合、設置想定数量をお示しください。	防災備蓄品の管理は市の業務となります。